

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

いわき市長

## 公表日

令和6年5月24日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の内容	<p><b>【概要】</b> 国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険の資格・給付に関する事務を行う。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 国民健康保険の被保険者資格の管理                  2 被保険者証等の交付、回収、検認、更新、再交付又は返還に関する事務                  3 保険給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公金受取口座情報利用の際は次の手順により行う。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公金受取口座登録：住民が、国(デジタル庁)に口座情報を事前登録。</li> <li>② 給付申請(+利用意思表示)：住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示。</li> <li>③ 行政機関等における口座情報取得：情報提供NWSによる情報連携により、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得</li> <li>④ 支給手続：行政機関等は、(取得した情報を元に)公金受取口座に振込を実施。</li> </ul> </li> </ul> <p>4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。</p> <p>5 番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</p> <p>6 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>※「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満                  3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>





システム4	
①システムの名称	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務(詳細は別添4を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添4を参照)</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添4を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等)</p>





システム6	
①システムの名称	給付システム
②システムの機能	<p>1. レセプト管理 :レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。</p> <p>2. 申請受付 :高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。</p> <p>3. 照会 :高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。</p> <p>4. 支払 :口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。</p> <p>5. 過誤・求償 :過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。</p> <p>6. 高額介護合算 :申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。</p> <p>7. 国民健康保険連合会データの取り込み :国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。</p> <p>8. 高額療養費の一括計算 :高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。</p> <p>9. 各種帳票の発行 :医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。</p> <p>10. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。</p> <p>11. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>12. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等                                        [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 資格管理システム )</p>



3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者ファイル、国保給付ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)  <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</li> <li>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> </p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)  <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> </p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者及び擬制世帯主(資格喪失後5年間保有する情報を含む)
その必要性	国民健康保険の加入者に対して適正な管理を行うため必要な情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有する。</li> <li>・連絡先等情報: 世帯主を含む被保険者の現住所や、加入資格情報等を把握するために保有する。</li> <li>・医療保険関係情報: 給付事務を行うために保有する。</li> <li>・地方税関係情報: 保険給付の算定に用いる所得区分の判定を行うため保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年11月
⑥事務担当部署	市民協働部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民協働部市民課、財政部市民税課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（デジタル庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村等） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（福島県国民健康保険団体連合会）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（）	
③使用目的 ※	<p>国民健康保険の資格・給付に関する事務を行うため。</p> <p>&lt;国保連合会から入手する情報&gt;※平成30年4月1日以後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務（都道府県単位の被保険者資格情報）</li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務（都道府県単位の高額該当情報）</li> </ul> <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</p> <p>なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p>	
④使用の主体	使用部署	市民協働部市民課、市民協働部国保年金課、各支所、各市民サービスセンター、総務部情報政策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の被保険者資格の管理</li> <li>・被保険者証等の交付、回収、検認、更新、再交付又は返還</li> <li>・保険給付の支給</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票関係情報と突合して、資格の状況を確認する。</li> <li>・地方税関係情報と突合して、所得額を確認する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
国民健康保険事務に係る業務委託		
①委託内容		
国民健康保険事務に係る業務委託		
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
(株)FSK		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2</b>		
資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務委託		
①委託内容	<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約システム)及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
福島県国民健康保険団体連合会		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。

<b>委託事項3</b>		医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	福島県国民健康保険団体連合会(福島県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]         <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の福島県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他各市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福島県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)



<b>委託事項5</b>		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		福島県国保連合会 (福島県国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の福島県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福島県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 26 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 10 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 各項(別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2 第2欄に掲げる事務(別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照)
③提供する情報	国民健康保険給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>移転先4</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先5</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先6</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例による医療費の給付に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先7</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先8</b>	保健福祉部 保健所 総務課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先9</b>	こどもみらい部 こども家庭課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先10</b>	保健福祉部 保健福祉課	
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	用途外国人に対する生活保護の措置に関する事務	
③移転する情報	国民健康保険給付情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 ※	<いわき市における措置> 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。  <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
<b>7. 備考</b>		
—		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国保給付ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	いわき市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者と被扶養者等に該当しない者)
その必要性	国民健康保険の給付業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・医療保険関係情報 : 特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費・葬祭の給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年10月
⑥事務担当部署	市民協働部 国保年金課



3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民協働部市民課、財政部市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村等 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 福島県国民健康保険団体連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 既存住民基本台帳システム、住民税システム、介護保険システム )	
③使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する</li> <li>・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給に使用する</li> <li>・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する</li> <li>・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭の給付に使用する</li> <li>・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認に使用する</li> </ul>	
④使用の主体	使用部署	市民協働部市民課、市民協働部国保年金課、各支所、各市民サービスセンター、総務部情報政策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する</li> <li>・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給に使用する</li> <li>・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する</li> <li>・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭の給付に使用する</li> <li>・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認に使用する</li> </ul>	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票関係情報と突合して、資格の状況を確認する。</li> <li>・地方税関係情報と突合して、所得額を確認する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
国民健康保険事務に係る業務委託		
①委託内容		
国民健康保険事務に係る業務委託		
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
(株)FSK		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2</b>		
資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務委託		
①委託内容	<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約システム)及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
福島県国民健康保険団体連合会		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。





<b>委託事項5</b>		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		福島県国保連合会 (福島県国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の福島県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福島県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 26 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 10 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 各項(別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2 第2欄に掲げる事務(別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照)
③提供する情報	国民健康保険給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度







<b>移転先4</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先5</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先6</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例による医療費の給付に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先7</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先8</b>	保健福祉部 保健所 総務課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先9</b>	こどもみらい部 こども家庭課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先10</b>	保健福祉部 保健福祉課	
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	用途外国人に対する生活保護の措置に関する事務	
③移転する情報	国民健康保険給付情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 ※	<いわき市における措置> 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。  <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
<b>7. 備考</b>		
—		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 国民健康保険資格ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.保険証番号、39.CPU連番、40.国保資格区分、41.国保履歴番号、42.初期登録業務日時、43.更新業務日時、44.更新システム日時、45.更新コンピュータ名、46.更新ユーザID、47.国保有効フラグ、48.決裁状態、49.旧自治体コード、50.文字列型予備項目1、51.保険証番号内連番、52.取得事由国保異動事由、53.取得国保異動区分、54.取得異動年月日、55.取得届出年月日、56.取得時効年月日、57.喪失事由国保異動事由、58.喪失国保異動区分、59.喪失異動年月日、60.喪失届出年月日、61.喪失時効年月日、62.続柄コード、63.記載順位、64.次CPU連番、65.前CPU連番、66.国保世帯最新フラグ、67.国保個人最新フラグ、68.抹消フラグ、69.旧保険証番号、70.保険証番号結合処理年月日、71.保険証番号結合コンピュータ名、72.保険証番号結合ユーザ名、73.旧個人番号、74.個人番号結合処理年月日、75.個人番号結合コンピュータ名、76.個人番号結合ユーザ名、77.取得旧被扶養者区分、78.喪失旧被扶養者区分、79.給付開始年月日、80.国保異動事由、81.国保異動区分、82.世帯主開始年月日、83.世帯主開始届出年月日、84.世帯主終了年月日、85.世帯主終了届出年月日、86.世帯主世帯区分、87.世帯開始年月日、88.世帯終了年月日、89.証区分、90.最新フラグ、91.交付ユーザID、92.交付年月日、93.設定有効年月日、94.回収ユーザID、95.回収年月日、96.保険証最新フラグ、97.保険証形態区分、98.保険証種別区分、99.一般退職区分、100.学遠区分、101.発行年月日、102.交付氏名カナ、103.交付氏名漢字、104.保険証交付理由区分、105.保険証交付方法区分、106.保険証回収方法区分、107.高齢者証有無フラグ、108.高齢者最新フラグ、109.高齢者国保履歴番号、110.高齢者判定連番、111.高齢者負担区分、112.負担割合、113.高齢者発効期年月日、114.高齢者年齢到達年月日、115.減額認定申請最新フラグ、116.減額認定申請国保履歴番号、117.減額認定申請発効期日、118.減額認定申請適用区分コード、119.マル長該当年月日、120.マル長非該当年月日、121.特定疾病最新フラグ、122.特定疾病交付区分、123.特定疾病認定区分、124.特定疾病自己負担限度額、125.特定疾病発行期日、126.申請履歴番号、127.発行履歴国保年、128.短期証種別区分、129.退職該当退職異動事由区分、130.退職該当異動年月日、131.退職該当届出年月日、132.退職該当時効年月日、133.退職非該当退職異動事由区分、134.退職非該当異動年月日、135.退職非該当届出年月日、136.退職非該当時効年月日、137.本扶区分、138.国保年金名称コード、139.国保年金種別コード、140.年金取得年月日、141.国保扶養事由区分、142.扶養開始年月日、143.本人の個人番号、144.本人との続柄コード、145.準資格該当準資格区分、146.準資格施設区分、147.準資格該当異動年月日、148.準資格該当届出年月日、149.準資格非該当準資格区分、150.準資格非該当異動年月日、151.準資格非該当届出年月日、152.準資格非該当予定年月日、153.施設名称漢字、154.対象年度、155.判定連番、156.判定負担区分、157.前回負担区分、158.途中変更負担区分、159.途中変更適用年月日、160.判定事由コード、161.判定事由該当年月日、162.適用年月日、163.国保再判定区分、164.一定以上所得区分コード、165.低所得区分コード、166.申請区分コード、167.申請年月日、168.住民税非課税該当コード、169.世帯非課税区分コード、170.低所得用合計所得額、171.世帯内最高所得額、172.高齢者老人該当人数、173.高齢者老人判定所得額、174.資料区分、175.市町村均等割額、176.端数切捨済市町村所得割額、177.課税所得金額、178.課税非課税区分コード、179.所得データ区分、180.所得データ取込年月日、181.所得取込み区分、182.入力年月日、183.世帯負担区分、184.前回世帯負担区分、185.世帯未申告区分、186.高齢者老人判定収入額、187.老人区分、188.高齢者到達予定フラグ、189.被保険者数16歳未満、190.被保険者数19歳未満、191.住民税課税所得金額、192.旧ただし書き所得不明フラグ、193.旧ただし書き所得、194.高齢者旧ただし書き所得合計、195.旧ただし書き所得判定適用フラグ、196.負担区分01、197.負担区分02、198.負担区分03、199.負担区分04、200.負担区分05、201.負担区分06、202.負担区分07、203.負担区分08、204.負担区分09、205.負担区分10、206.負担区分11、207.負担区分12、208.処理年月日、209.発効期年月日、210.非該当年月日、211.離職年月日、212.離職理由区分、213.備考255、214.社保異動年月日、215.社保保険証交付年月日、216.保険者番号、217.保険者名称、218.住所、219.電話番号、220.郵便番号、221.事業所名、222.社保記号、223.社保番号、224.社保被保険者氏名漢字、225.国保異動年月日、226.国保届出年月日、227.国保被保険者国保備考欄、228.処理フラグ、229.員番、230.特例開始事由区分、231.特例開始年月日、232.特例開始届出年月日、233.特例終了事由区分、234.特例終了年月日、235.特例終了届出年月日、236.介護2号適用除外国保備考欄、237.特例施設区分、238.課税区分01、239.課税区分02、240.課税区分03、241.課税区分04、242.課税区分05、243.課税区分06、244.課税区分07、245.課税区分08、246.課税区分09、247.課税区分10、248.課税区分11、249.課税区分12、250.該当終了年月日、251.長期入院該当年月日、252.高齢者該当非該当フラグ、253.国保認定申請国保備考欄、254.該当年月日、255.世帯主個人番号、256.入力区分、257.氏名漢字、258.氏名カナ、259.年齢、260.性別名称、261.退職者フラグ、262.住民区分、263.存在フラグ、264.世帯区分、265.世帯番号、266.世帯主氏名漢字、267.県市名漢字、268.現住所地番方書、269.現住所郵便番号、270.前住所コード、271.前住所方書、272.前住所郵便番号、273.発行日、274.発行フラグ、275.連番、276.役場郵便番号、277.自治体住所、278.自治体住所地番、279.郡名、280.市町村名称、281.当方郵便番号、282.当方住所、283.当方電話番号、284.当方内線番号、285.当方市町村名称、286.当方課名、287.取込連番、288.初回取込連番、289.発行区分コード、290.給付差止コード、291.完納国保データフラグ、292.処分基準賦課年度、293.処分基準対象年度、294.処分基準国保期別、295.処分基準通知書番号、296.処分基準納期限、297.処分基準期別税額、298.処分基準期別収納額、299.予定有効年月日、300.発行済保険証種別区分、301.高校生以下人数、302.執行停止区分、303.国保申請対象区分コード、304.国保弁明書文章、305.受付ユーザID、306.承認種別、307.承認年月日、308.承認期間開始年月日、309.承認期間終了年月日、310.承認ユーザID、311.弁明書国保備考欄、312.相談年月日、313.相談者氏名漢字、314.相談者続柄コード、315.国保相談内容文章、316.国保連絡区分、317.相談ユーザID、318.国保納税相談文章、319.適用除外区分、320.医療受給開始年月日、321.医療受給終了年月日、322.国保適用除外文章、323.特事区分、324.申請内容文章、325.国保特別の事情文章、326.通知書種別区分、327.開始届出年月日、328.終了年月日、329.終了届出年月日、330.履歴番号、331.ワフ履歴番号、332.有効フラグ、333.履歴判定、334.徴収区分、335.決議年月日、336.住民税異動区分コード、337.異動年月日、338.住民税整理番号、339.賦課資料区分コード、340.書式区分、341.無職無収入コード、342.均等割区分、343.均等割パターン番号、344.営業所得額、345.農業所得額、346.その他事業所得額、347.不動産所得額、348.利子所得額、349.配当所得フラグ、350.配当所得額、351.株式配当所得額、352.公募外貨配当所得額、353.公募他配当所得額、354.その他配当所得額、355.所得税配当所得額、356.所得税株式配当所得額、357.所得税公募外貨配当所得額、358.所得税公募他配当所得額、359.所得税その他配当所得額、360.給与所得額、361.主たる給与支払額、362.従たる給与支払額、363.給与支払額内数専従者給与額、364.特定支出控除額、365.雑所得額、366.公的年金支払額、367.年金雑所得額、368.その他雑所得額、369.総合譲渡短期所得額、370.総合譲渡短期差引額、371.総合譲渡長期所得額、372.総合譲渡長期差引額、373.総合譲渡特別控除額、374.総合譲渡特別設定フラグ、375.総合譲渡逆算フラグ、376.一時所得額、377.一時差引額、378.総合一時所得額、379.短期一般所得額、380.短期一般差引額、381.短期一般特別控除額、382.短期軽減所得額、383.短期軽減差引額、384.短期軽減特別控除額、385.長期一般所得額、386.長期一般差引額、387.長期一般特別控除額、388.長期特定所得額、389.長期特定差引額、390.長期特定特別控除額、391.長期軽減所得額、392.長期軽減差引額、393.長期軽減特別控除額、394.長期特別所得額、395.長期特別差引額、396.長期特別特別控除額、397.土地等雑所得額、398.超短期所得額、399.株式譲渡所得額、400.株式譲渡一般所得額、401.株式譲渡新規公開分所得額、402.株式譲渡特別控除額、403.商品先物取引所得額、404.山林所得額、405.山林特別控除額、406.退職所得額、407.退職所得控除額、408.退職支払額、409.市町村源泉退職所得割額、410.都道府県源泉退職所得割額、411.勤続年数、412.就職年月日、413.退職年月日、414.総合退職所得額、415.総合退職所得控除額、416.特例適用条文1、417.特例適用条文2、418.特例適用条文3、419.変動所得額、420.前年変動所得額、421.前々年変動所得額、422.臨時所得額、423.平均課税対象金額、424.免税所得額、425.肉用牛売却価格、426.肉用牛免税対象所得額、427.肉用牛免税対象外所得額、428.非課税所得額、429.申告0円所得区分01、430.申告0円所得区分02、431.申告0円所得区分03、432.申告0円所得区分04、433.申告0円所得区分05、434.申告0円所得区分06、435.申告0円所得区分07、436.申告0円所得区分08、437.申告0円所得区分09、438.申告0円所得区分10、439.申告0円所得区分11、440.申告0円所得区分12、441.申告0円所得区分13、442.申告0円所得区分14、443.申告0円所得区分15、444.申告0円所得区分16、445.申告0円所得区分17、446.申告0円所得区分18、447.申告0円所得区分19、448.申告0円所得区分20、449.申告0円所得区分21、450.申告0円所得区分22、451.申告0円所得区分23、452.申告0円所得区分24、453.申告0円所得区分25、454.申告0円所得区分26、455.申告0円所得区分27、456.申告0円所得区分28、457.申告0円所得区分29、458.申告0円所得区分30、459.申告0円所得区分31、460.申告0円所得区分32、461.申告0円所得区分33、462.申告0円所得区分34、463.申告0円所得区分35、464.申告0円所得区分36、465.申告0円所得区分37、466.申告0円所得区分38、467.申告0円所得区分39、468.申告0円所得区分40、469.申告0円所得区分41、470.申告0円所得区分42、471.申告0円所得区分43、472.申告0円所得区分44、473.申告0円所得区分45、474.申告0円所得区分46、475.申告0円所得区分47、476.申告0円所得区分48、477.申告0円所得区分49、478.申告0円所得区分50、479.申告0円所得区分51、480.申告0円所得区分52、481.申告0円所得区分53、482.申告0円所得区分54、483.申告0円所得区分55、484.申告0円所得区分56、485.申告0円所得区分57、486.申告0円所得区分58、487.申告0円所得区分59、488.申告0円所得区分60、489.申告0円所得区分61、490.申告0円所得区分62、491.申告0円所得区分63、492.申告0円所得区分64、493.申告0円所得区分65、494.申告0円所得区分66、495.申告0円所得区分67、496.申告0円所得区分68、497.申告0円所得区分69、498.申告0円所得区分70、499.申告0円所得区分71、500.申告0円所得区分72、501.申告0円所得区分73、502.申告0円所得区分74、503.申告0円所得区分75、504.申告0円所得区分76、505.申告0円所得区分77、506.申告0円所得区分78、507.申告0円所得区分79、508.申告0円所得区分80、509.申告0円所得区分81、510.申告0円所得区分82、511.申告0円所得区分83、512.申告0円所得区分84、513.申告0円所得区分85、514.申告0円所得区分86、515.申告0円所得区分87、516.申告0円所得区分88、517.申告0円所得区分89、518.申告0円所得区分90、519.申告0円所得区分91、520.申告0円所得区分92、521.申告0円所得区分93、522.申告0円所得区分94、523.申告0円所得区分95、524.申告0円所得区分96、525.申告0円所得区分97、526.申告0円所得区分98、527.申告0円所得区分99、528.申告0円所得区分100、529.申告0円所得区分101、530.申告0円所得区分102、531.申告0円所得区分103、532.申告0円所得区分104、533.申告0円所得区分105、534.申告0円所得区分106、535.申告0円所得区分107、536.申告0円所得区分108、537.申告0円所得区分109、538.申告0円所得区分110、539.申告0円所得区分111、540.申告0円所得区分112、541.申告0円所得区分113、542.申告0円所得区分114、543.申告0円所得区分115、544.申告0円所得区分116、545.申告0円所得区分117、546.申告0円所得区分118、547.申告0円所得区分119、548.申告0円所得区分120、549.申告0円所得区分121、550.申告0円所得区分122、551.申告0円所得区分123、552.申告0円所得区分124、553.申告0円所得区分125、554.申告0円所得区分126、555.申告0円所得区分127、556.申告0円所得区分128、557.申告0円所得区分129、558.申告0円所得区分130、559.申告0円所得区分131、560.申告0円所得区分132、561.申告0円所得区分133、562.申告0円所得区分134、563.申告0円所得区分135、564.申告0円所得区分136、565.申告0円所得区分137、566.申告0円所得区分138、567.申告0円所得区分139、568.申告0円所得区分140、569.申告0円所得区分141、570.申告0円所得区分142、571.申告0円所得区分143、572.申告0円所得区分144、573.申告0円所得区分145、574.申告0円所得区分146、575.申告0円所得区分147、576.申告0円所得区分148、577.申告0円所得区分149、578.申告0円所得区分150、579.申告0円所得区分151、580.申告0円所得区分152、581.申告0円所得区分153、582.申告0円所得区分154、583.申告0円所得区分155、584.申告0円所得区分156、585.申告0円所得区分157、586.申告0円所得区分158、587.申告0円所得区分159、588.申告0円所得区分160、589.申告0円所得区分161、590.申告0円所得区分162、591.申告0円所得区分163、592.申告0円所得区分164、593.申告0円所得区分165、594.申告0円所得区分166、595.申告0円所得区分167、596.申告0円所得区分168、597.申告0円所得区分169、598.申告0円所得区分170、599.申告0円所得区分171、600.申告0円所得区分172、601.申告0円所得区分173、602.申告0円所得区分174、603.申告0円所得区分175、604.申告0円所得区分176、605.申告0円所得区分177、606.申告0円所得区分178、607.申告0円所得区分179、608.申告0円所得区分180、609.申告0円所得区分181、610.申告0円所得区分182、611.申告0円所得区分183、612.申告0円所得区分184、613.申告0円所得区分185、614.申告0円所得区分186、615.申告0円所得区分187、616.申告0円所得区分188、617.申告0円所得区分189、618.申告0円所得区分190、619.申告0円所得区分191、620.申告0円所得区分192、621.申告0円所得区分193、622.申告0円所得区分194、623.申告0円所得区分195、624.申告0円所得区分196、625.申告0円所得区分197、626.申告0円所得区分198、627.申告0円所得区分199、628.申告0円所得区分200、629.申告0円所得区分201、630.申告0円所得区分202、631.申告0円所得区分203、632.申告0円所得区分204、633.申告0円所得区分205、634.申告0円所得区分206、635.申告0円所得区分207、636.申告0円所得区分208、637.申告0円所得区分209、638.申告0円所得区分210、639.申告0円所得区分211、640.申告0円所得区分212、641.申告0円所得区分213、642.申告0円所得区分214、643.申告0円所得区分215、644.申告0円所得区分216、645.申告0円所得区分217、646.申告0円所得区分218、647.申告0円所得区分219、648.申告0円所得区分220、649.申告0円所得区分221、650.申告0円所得区分222、651.申告0円所得区分223、652.申告0円所得区分224、653.申告0円所得区分225、654.申告0円所得区分226、655.申告0円所得区分227、656.申告0円所得区分228、657.申告0円所得区分229、658.申告0円所得区分230、659.申告0円所得区分231、660.申告0円所得区分232、661.申告0円所得区分233、662.申告0円所得区分234、663.申告0円所得区分235、664.申告0円所得区分236、665.申告0円所得区分237、666.申告0円所得区分238、667.申告0円所得区分239、668.申告0円所得区分240、669.申告0円所得区分241、670.申告0円所得区分242、671.申告0円所得区分243、672.申告0円所得区分244、673.申告0円所得区分245、674.申告0円所得区分246、675.申告0円所得区分247、676.申告0円所得区分248、677.申告0円所得区分249、678.申告0円所得区分250、679.申告0円所得区分251、680.申告0円所得区分252、681.申告0円所得区分253、682.申告0円所得区分254、683.申告0円所得区分255、684.申告0円所得区分256、685.申告0円所得区分257、686.申告0円所得区分258、687.申告0円所得区分259、688.申告0円所得区分260、689.申告0円所得区分261、690.申告0円所得区分262、691.申告0円所得区分263、692.申告0円所得区分264、693.申告0円所得区分265、694.申告0円所得区分266、695.申告0円所得区分267、696.申告0円所得区分268、697.申告0円所得区分269、698.申告0円所得区分270、699.申告0円所得区分271、700.申告0円所得区分272、701.申告0円所得区分273、702.申告0円所得区分274、703.申告0円所得区分275、704.申告0円所得区分276、705.申告0円所得区分277、706.申告0円所得区分278、707.申告0円所得区分279、708.申告0円所得区分280、709.申告0円所得区分281、710.申告0円所得区分282、711.申告0円所得区分283、712.申告0円所得区分284、713.申告0円所得区分285、714.申告0円所得区分286、715.申告0円所得区分287、716.申告0円所得区分288、717.申告0円所得区分289、718.申告0円所得区分289、719.申告0円所得区分290、720.申告0円所得区分291、721.申告0円所得区分292、722.申告0円所得区分293、723.申告0円所得区分294、724.申告0円所得区分295、725.申告0円所得区分296、726.申告0円所得区分297、727.申告0円所得区分298、728.申告0円所得区分299、729.申告0円所得区分300、730.申告0円所得区分301、731.申告0円所得区分302、732.申告0円所得区分303、733.申告0円所得区分304、734.申告0円所得区分305、735.申告0円所得区分306、736.申告0円所得区分307、737.申告0円所得区分308、738.申告0円所得区分309、739.申告0円所得区分310、740.申告0円所得区分311、741.申告0円所得区分312、742.申告0円所得区分313、743.申告0円所得区分314、744.申告0円所得区分315、745.申告0円所得区分316、746.申告0円所得区分317、747.申告0円所得区分318、748.申告0円所得区分319、749.申告0円所得区分320、750.申告0円所得区分321、751.申告0円所得区分322、752.申告0円所得区分323、753.申告0円所得区分324、754.申告0円所得区分325、755.申告0円所得区分326、756.申告0円所得区分327、757.申告0円所得区分328、758.申告0円所得区分329、759.申告0円所得区分330、760.申告0円所得区分331、761.申告0円所得区分332、762.申告0円所得区分333、763.申告0円所得区分334、764.申告0円所得区分335、765.申告0円所得区分336、766.申告0円所得区分337、767.申告0円所得区分338、768.申告0円所得区分339、769.申告0円所得区分340、770.申告0円所得区分341、771.申告0円所得区分342、772.申告0円所得区分343、773.申告0円所得区分344、774.申告0円所得区分345、775.申告0円所得区分346、776.申告0円所得区分347、777.申告0円所得区分348、778.申告0円所得区分349、779.申告0円所得区分350、780.申告0円所得区分351、781.申告0円所得区分352、782.申告0円所得区分353、783.申告0円所得区分354、784.申告0円所得区分355、785.申告0円所得区分356、786.申告0円所得区分357、787.申告0円所得区分358、788.申告0円所得区分359、789.申告0円所得区分360、790.申告0円所得区分361、791.申告0円所得区分362、792.申告0円所得区分363、793.申告0円所得区分364、794.申告0円所得区分365、795.申告0円所得区分366、796.申告0円所得区分367、797.申告0円所得区分368、798.申告0円所得区分369、799.申告0円所得区分370、800.申告0円所得区分371、801.申告0円所得区分372、802.申告0円所得区分373、803.申告0円所得区分374、804.申告0円所得区分375、805.申告0円所得区分376、806.申告0円所得区分377、807.申告0円所得区分378、808.申告0円所得区分379、809.申告0円所得区分380、810.申告0円所得区分381、811.申告0円所得区分382、812.申告0円所得区分383、813.申告0円所得区分384、814.申告0円所得区分385、815.申告0円所得区分386、816.申告0円所得区分387、817.申告0円所得区分388、818.申告0円所得区分389、819.申告0円所得区分390、820.申告0円所得区分391、821.申告0円所得区分392、822.申告0円所得区分393、823.申告0円所得区分394、824.申告0円所得区分395、825.申告0円所得区分396、826.申告0円所得区分397、827.申告0円所得区分398、828.申告0円所得区分399、829.申告0円所得区分400、830.申告0円所得区分401、831.申告0円所得区分402、832.申告0円所得区分403、833.申告0円所得区分404、834.申告0円所得区分405、835.申告0円所得区分406、836.申告0円所得区分407、837.申告0円所得区分408、838.申告0円所得区分409、839.申告0円所得区分410、840.申告0円所得区分411、841.申告0円所得区分412、842.申告0円所得区分413、843.申告0円所得区分414、844.申告0円所得区分415、845.申告0円所得区分416、846.申告0円所得区分417、847.申告0円所得区分418、848.申告0円所得区分419、849.申告0円所得区分420、850.申告0円所得区分421、851.申告0円所得区分422、852.申告0円所得区分423、853.申告0円所得区分424、854.申告0円所得区分425、855.申告0円所得区分426、856.申告0円所得区分427、857.申告0円所得区分428、858.申告0円所得区分429、859.申告0円所得区分430、860.申告0円所得区分431、861.申告0円所得区分432、862.申告0円所得区分433、863.申告0円所得区分434、864.申告0円所得区分435、865.申告0円所得区分436、866.申告0円所得区分437、867.申告0円所得区分438、868.申告0円所得区分439、869.申告0円所得区分440、870.申告0円所得区分441、871.申告0円所得区分442、872.申告0円所得区分443、873.申告0円所得区分444、874.申告0円所得区分445、875.申告0円所得区分446、876.申告0円所得区分447、877.申告0円所得区分448、878.申告0円所得区分449、879.申告0円所得区分450、880.申告0円所得区分451、881.申告0円所得区分452、882.申告0円所得区分453、883.申告0円所得区分454、884.申告0円所得区分455、885.申告0円所得区分456、886.申告0円所得区分457、887.申告0円所得区分458、888.申告0円所得区分459、889.申告0円所得区分460、890.申告0円所得区分461、891.申告0円所得区分462、892.申告0円所得区分463、893.申告0円所得区分464、894.申告0円所得区分465、895.申告0円所得区分466、896.申告0円所得区分467、897.申告0円所得区分468、898.申告0円所得区分469、899.申告0円所得区分470、900.申告0円所得区分471、901.申告0円所得区分472、902.申告0円所得区分473、903.申告0円所得区分474、904.申告0円所得区分475、905.申告0円所得区分476、906.申告0円所得区分477、907.申告0円所得区分478、908.申告0円所得区分479、909.申告0円所得区分480、910.申告0円所得区分481、911.申告0円所得区分482、912.申告0円所得区分483、913.申告0円所得区分484、914.申告0円所得区分485、915.申告0円所得区分486、916.申告0円所得区分487、917.申告0円所得区分488、918.申告0円所得区分489、919.申告0円所得区分490、920.申告0円所得区分491、921.申告0円所得区分492、922.申告0円所得区分493、923.申告0円所得区分494、924.申告0円所得区分495、925.申告0円所得区分496、926.申告0円所得区分497、927.申告0円所得区分498、928.申告0円所得区分499、929.申告0円所得区分500、930.申告0円所得区分501、931.申告0円所得区分502、932.申告0円所得区分503、933.申告0円所得区分504、934.申告0円所得区分505、935.申告0円所得区分506、936.申告0円所得区分507、937.申告0円所得区分508、938.申告0円所得区分509、939.申告0円所得区分510、940.申告0円所得区分511、941.申告0円所得区分512、942.申告0円所得区分513、943.申告0円所得区分514、944.申告0円所得区分515、945.申告0円所得区分516、946.申告0円所得区分517、947.申告0円所得区分518、948.申告0円所得区分519、949.申告0円所得区分520、950.申告0円所得区分521、951.申告0円所得区分522、952.申告0円所得区分523、953.申告0円所得区分524、954.申告0円所得区分525、955.申告0円所得区分526、956.申告0円所得区分527、957.申告0円所得区分528、958.申告0円所得区分529、959.申告0円所得区分530、960.申告0円所得区分531、961.申告0円所得区分532、962.申告0円所得区分533、963.申告0円所得区分534、964.申告0円所得区分535、965.申告0円所得区分536、966.申告0円所得区分537、967.申告0円所得区分538、968.申告0円所得区分539、969.申告0円所得区分540、970.申告0円所得区分541、971.申告0円所得区分542、972.申告0円所得区分543、973.申告0円所得区分544、974.申告0円所得区分545、975.申告0円所得区分546、976.申告0円所得区分547、977.申告0円所得区分548、978.申告0円所得区分549、979.申告0円所得区分550、980.申告0円所得区分551、981.申告0円所得区分552、982.申告0円所得区分553、983.申告0円所得区分554、984.申告0円所得区分555、985.申告0円所得区分556、986.申告0円所得区分557、987.申告0円所得区分558、988.申告0円所得区分559、989.申告0円所得区分560、990.申告0円所得区分561、991.申告0円所得区分562、992.申告0円所得区分563、993.申告0円所得区分564、994.申告0円所得区分565、995.申告0円所得区分566、996.申告0円所得区分567、997.申告0円所得区分568、998.申告0円所得区分569、999.申告0円所得区分570、1000.申告0円所得区分571、1001.申告0円所得区分572、1002.申告0円所得区分573、1003.申告0円所得区分574、1004.申告0円所得区分575、1005.申告0円所得区分576、1006.申告0円所得区分577、1007.申告0円所得区分578、1008.申告0円所得区分579、1009.申告0円所得区分580、1010.申告0円所得区分581、1011.申告0円所得区分582、1012.申告0円所得区分583、1013.申告0円所得区分584、1014.申告0円所得区分585、1015.申告0円所得区分586、1016.申告0円所得区分587、1017.申告0円所得区分588、1018.申告0円所得区分589、1019.申告0円所得区分590、1020.申告0円所得区分591、1021.申告0円所得区分592、1022.申告0円所得区分593、1023.申告0円所得区分594、1024.申告0円所得区分595、1025.申告0円所得区分596、1026.申告0円所得区分597、1027.申告0円所得区分598、1028.申告0円所得区分599、1029.申告0円所得区分600、1030.申告0円所得区分601、1031.申告0円所得区分602、1032.申告0円所得区分603、1033.申告0円所得区分604、1034.申告0円所得区分605、1035.申告0円所得区分606、1036.申告0円所得区分607、1037.申告0円所得区分608、1038.申告0円所得区分609、1039.申告0円所得区分610、1040.申告0円所得区分611、1041.申告0円所得区分612、1042.申告0円所得区分613、1043.申告0円所得区分614、1044.申告0円所得区分615、1045.申告0円所得区分616、1046.申告0円所得区分617、1047.申告0円所得区分618、1048.申告0円所得区分619、1049.申告0円所得区分620、1050.申告0円所得区分621、1051.申告0円所得区分622、1052.申告0円所得区分623、1053.申告0円所得区分624、1054.申告0円所得区分625、1055.申告0円所得区分626、1056.申告0円所得区分627、1057.申告0円所得区分628、1058.申告0円所得区分629、1059.申告0円所得区分630、1060.申告0円所得区分631、1061.申告0円所得区分



435. 申告U11所得区分U6、436. 申告U11所得区分U7、437. 申告U11所得区分U8、438. 申告U11所得区分U9、439. 申告U11所得区分U10、440. 総所得金額、441. 合計所得金額、442. 総所得金額等、443. 所得税総所得金額、444. 所得税合計所得金額、445. 所得税総所得金額等、446. 総所得損通所得額、447. 総合短期損通所得額、448. 総合長期損通所得額、449. 短期一般損通所得額、450. 短期軽減損通所得額、451. 長期一般損通所得額、452. 長期特定損通所得額、453. 長期軽減損通所得額、454. 長期特別損通所得額、455. 土地等雑損通所得額、456. 超短期損通所得額、457. 山林損通所得額、458. 株式譲渡損通所得額、459. 商品先物取引損通所得額、460. 退職損通所得額、461. 所得税総所得損通所得額、462. 所得税総合短期損通所得額、463. 所得税総合長期損通所得額、464. 所得税短期一般損通所得額、465. 所得税短期軽減損通所得額、466. 所得税長期一般損通所得額、467. 所得税長期特定損通所得額、468. 所得税長期軽減損通所得額、469. 所得税長期特別損通所得額、470. 所得税土地等雑損通所得額、471. 所得税超短期損通所得額、472. 所得税株式譲渡損通所得額、473. 所得税商品先物取引損通所得額、474. 所得税山林損通所得額、475. 所得税退職損通所得額、476. 雑損控除額、477. 医療費控除額、478. 社会保険料控除額、479. 小規模共済控除額、480. 生命保険料控除額、481. 所得税生命保険料控除額、482. 生命保険料支払額、483. 個人年金保険料支払額、484. 損害保険料控除額、485. 所得税損害保険料控除額、486. 損害保険料支払額、487. 長期損害保険料支払額、488. 寄付控除額、489. 寄付控除額、490. 所得税寄付金控除額、491. 合計控除額、492. 所得税合計控除額、493. 控対象該当コード、494. 配偶者区分、495. 配特有無区分フラグ、496. 配偶者特別控除額、497. 所得税配偶者特別控除額、498. 配偶者合計所得金額、499. 扶養一般該当人数、500. 扶養年少該当人数、501. 扶養特定該当人数、502. 扶養老人該当人数、503. 扶養同居老人該当人数、504. 扶養特障該当人数、505. 扶養同居特障該当人数、506. 扶養普障該当人数、507. 未成年該当コード、508. 老年者該当コード、509. 寡婦該当コード、510. 障害者該当コード、511. 勤労学生該当コード、512. 住民税申告区分、513. 本専区分、514. 配専区分、515. 青色専従該当人数、516. 白色専従該当人数、517. 専従者控除額、518. 繰越損失額、519. 純損失額、520. 譲渡繰越損失額、521. 雑損失額、522. 特定株式損失額、523. 当年純損失額、524. 当年譲渡繰越損失額、525. 当年雑損失額、526. 当年特定株式損失額、527. 前純損失額、528. 前譲渡繰越損失額、529. 前雑損失額、530. 前特定株式損失額、531. 前々純損失額、532. 前々譲渡繰越損失額、533. 前々雑損失額、534. 前々特定株式損失額、535. 所得税総所得課税額、536. 所得税短期一般課税額、537. 所得税短期軽減課税額、538. 所得税長期一般課税額、539. 所得税長期特定課税額、540. 所得税長期軽減課税額、541. 所得税長期特別課税額、542. 所得税土地等雑課税額、543. 所得税超短期課税額、544. 所得税株式課税額、545. 所得税商品先物取引課税額、546. 所得税山林課税額、547. 所得税退職課税額、548. 総所得所得税額、549. 短期一般所得税額、550. 短期軽減所得税額、551. 長期一般所得税額、552. 長期特定所得税額、553. 長期軽減所得税額、554. 長期特別所得税額、555. 土地等雑所得税額、556. 超短期所得税額、557. 株式所得税額、558. 商品先物取引所得税額、559. 山林所得税額、560. 退職所得税額、561. 所得税配当控除額、562. 住宅借入金特別控除額、563. その他特別控除額、564. 定率控除前所得税額、565. 所得税災害減免額、566. 所得税外国税額控除額、567. 所得税特別減税額、568. 所得税定率控除額、569. 定率控除後所得税額、570. 所得税額、571. 所得税額チェックフラグ、572. 総所得課税額、573. 短期一般課税額、574. 短期軽減課税額、575. 長期一般課税額、576. 長期特定課税額、577. 長期軽減課税額、578. 長期特別課税額、579. 土地等雑課税額、580. 超短期課税額、581. 株式課税額、582. 商品先物取引課税額、583. 山林課税額、584. 退職課税額、585. 市町村総所得所得割額、586. 市町村短期一般所得割額、587. 市町村短期軽減所得割額、588. 市町村長期一般所得割額、589. 市町村長期特定所得割額、590. 市町村長期軽減所得割額、591. 市町村長期特別所得割額、592. 市町村土地等雑所得割額、593. 市町村超短期所得割額、594. 市町村株式所得割額、595. 市町村商品先物取引所得割額、596. 市町村山林所得割額、597. 市町村退職所得割額、598. 市町村算出所得割額、599. 市町村配当控除額、600. 市町村外国税額控除額、601. 市町村調整額、602. 市町村特別減税額、603. 市町村定率控除額、604. 市町村免税額、605. 市町村所得割額、606. 市町村端数切捨所得割額、607. 市町村特別減税前所得割額、608. 市町村定率控除前所得割額、609. 市町村住民税額、610. 都道府県総所得所得割額、611. 都道府県短期一般所得割額、612. 都道府県短期軽減所得割額、613. 都道府県長期一般所得割額、614. 都道府県長期特定所得割額、615. 都道府県長期軽減所得割額、616. 都道府県長期特別所得割額、617. 都道府県土地等雑所得割額、618. 都道府県超短期所得割額、619. 都道府県株式所得割額、620. 都道府県商品先物取引所得割額、621. 都道府県山林所得割額、622. 都道府県退職所得割額、623. 都道府県算出所得割額、624. 都道府県配当控除額、625. 都道府県外国税額控除額、626. 都道府県調整額、627. 都道府県特別減税額、628. 都道府県定率控除額、629. 都道府県免税額、630. 都道府県所得割額、631. 都道府県端数切捨所得割額、632. 都道府県特別減税前所得割額、633. 都道府県定率控除前所得割額、634. 都道府県均等割額、635. 都道府県住民税額、636. 所得割非課税フラグ、637. 均等割非課税フラグ、638. 年税額、639. 市町村所得割減免額、640. 市町村均等割減免額、641. 都道府県所得割減免額、642. 都道府県均等割減免額、643. 予備金額1、644. 予備金額2、645. 予備金額3、646. 予備金額4、647. 予備金額5、648. 予備項目1、649. 予備項目2、650. 予備項目3、651. 予備項目4、652. 予備項目5、653. 株式譲渡上場所得額、654. 所得税株式譲渡上場所得額、655. 所得税株式譲渡所得額、656. 株式譲渡フラグ、657. 株式譲渡上場損通所得額、658. 所得税株式譲渡上場損通所得額、659. 株式上場課税額、660. 所得税株式上場課税額、661. 肉牛軽減課税額、662. 市町村株式上場所得割額、663. 都道府県株式上場所得割額、664. 市町村肉牛軽減所得割額、665. 都道府県肉牛軽減所得割額、666. 株式上場所得税額、667. 肉牛軽減所得税額、668. 株式含む合計所得金額、669. 先物取引損失額、670. 当年先物取引損失額、671. 前々先物取引損失額、672. 前々先物取引損失額、673. 配当割控除額、674. 株式譲渡割控除額、675. 市町村定率控除後所得割額、676. 都道府県定率控除後所得割額、677. 控除超過額、678. 居住用特定譲渡所得額、679. 居住用特定損失額、680. 市町村株式譲渡配当割控除額、681. 都道府県株式譲渡配当割控除額、682. 市町村65歳以上の特例控除額、683. 都道府県65歳以上の特例控除額、684. 市町村調整控除額、685. 都道府県調整控除額、686. 市町村控除不足額、687. 都道府県控除不足額、688. 市町村内充当額、689. 都道府県内充当額、690. 市町村外充当額、691. 都道府県外充当額、692. 標準税率市町村総所得、693. 標準税率市町村山林、694. 標準税率市町村退職、695. 標準税率市町村算出所得割、696. 標準税率市町村調整額、697. 標準税率定率控除前市町村所得割、698. 標準税率定率控除後市町村所得割額、699. 標準税率市町村65歳以上の特例控除額、700. 標準税率市町村所得割、701. 標準税率市町村所得割端数切捨、702. 標準税率市町村均等割、703. 標準税率都道府県総所得、704. 標準税率都道府県山林、705. 標準税率都道府県退職、706. 標準税率都道府県算出所得割、707. 標準税率都道府県調整額、708. 標準税率定率控除前都道府県所得割、709. 標準税率定率控除後都道府県所得割額、710. 標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、711. 標準税率都道府県所得割、712. 標準税率都道府県所得割端数切捨、713. 標準税率都道府県均等割、714. 政党等寄付金特別控除額、715. 耐震改修特別控除額、716. 住宅借入金特別控除可能額、717. 市町村住宅借入金特別控除可能額、718. 都道府県住宅借入金特別控除可能額、719. 市町村税源移譲減額、720. 都道府県税源移譲減額、721. 標準税率市町村税源移譲減額、722. 標準税率都道府県税源移譲減額、723. 国税更正日、724. 入力部署名、725. 優先区分、726. 繰越損失軽減純損失額、727. 繰越損失軽減譲渡損失額、728. 推定所得額、729. 控対象扶養合計人数、730. 老配老人扶養合計人数、731. 所得合計額、732. 分離配当所得額、733. 株式配当損失額、734. 分離配当課税額、735. 山林純損失額、736. 適用開始年月日、737. 適用開始届出年月日、738. 適用開始事由由国保異動事由、739. 適用終了年月日、740. 適用終了届出年月日、741. 適用終了事由由国保異動事由

(3) 国民健康保険給付ファイル

1. 自治体コード、2. 個人番号、3. 宛名番号、4. 編集済氏名カナ、5. 編集済氏名漢字、6. 宛名郵便番号、7. 宛名住所コード、8. 宛名住所、9. 宛名地番、10. 宛名方書カナ、11. 宛名方書漢字、12. 生年月日、13. 性別区分、14. 編集電話番号、15. 申込年月日、16. 振替区分、17. 開始年月日、18. 廃止年月日、19. 口座停止日、20. 停止解除日、21. 銀行コード、22. 支店コード、23. 口座番号、24. 通帳番号末番、25. 預金種別区分、26. 名義人カナ、27. 名義人漢字、28. 送付開始年月日、29. 送付終了年月日、30. 送付先氏名カナ、31. 送付先氏名漢字、32. 送付先郵便番号、33. 送付先住所コード、34. 送付先住所、35. 送付先住所地番、36. 送付先方書カナ、37. 送付先方書漢字、38. カナ管理番号、39. 届番

号、33.返付元住所コード、34.返付元住所、35.返付元住所地番、36.返付元番号、37.返付元番号、38.レセプト管理番号、39.履歴番号、40.初期登録業務日時、41.更新業務日時、42.更新システム日時、43.更新コンピュータ名、44.更新ユーザID、45.有効フラグ、46.決裁状態、47.旧自治体コード、48.文字列型予備項目1、49.文字列型予備項目2、50.文字列型予備項目3、51.文字列型予備項目4、52.文字列型予備項目5、53.文字列型予備項目6、54.文字列型予備項目7、55.文字列型予備項目8、56.文字列型予備項目9、57.文字列型予備項目10、58.請求年月、59.レセプト取込連番、60.電算管理番号、61.電算管理番号枝番、62.調剤レセプト管理番号、63.レセプトデータ区分、64.事業区分、65.処理区分、66.データ区分コード、67.返戻区分、68.保険制度区分、69.保険種別区分、70.点数表コード、71.療養費種別、72.保険証番号、73.診療年月、74.医療機関県コード、75.医療機関点数区分、76.医療機関番号、77.診療科目、78.入外区分、79.本扶区分、80.本人家族区分、81.性別、82.診療開始年月日、83.入院年月日、84.給付割合、85.特記事項コード1、86.特記事項コード2、87.特記事項コード3、88.特記事項コード4、89.特記事項コード5、90.マル公区分、91.マル長区分、92.長処フラグ、93.マル交区分、94.原爆区分、95.継続療養費区分、96.限度額適用区分、97.法制区分、98.福祉区分、99.負担区分、100.減額割合、101.減免区分、102.減額、103.国保実日数、104.国保請求総医療費、105.国保決定総医療費、106.国保限度額、107.国保一部負担額、108.国保薬剤一部負担額、109.公費1公費負担者番号、110.公費1受給者番号、111.公費1実日数、112.公費1請求総医療費、113.公費1決定総医療費、114.公費1限度額、115.公費1一部負担額、116.公費1薬剤一部負担額、117.公費2公費負担者番号、118.公費2受給者番号、119.公費2実日数、120.公費2請求総医療費、121.公費2決定総医療費、122.公費2限度額、123.公費2一部負担額、124.公費2薬剤一部負担額、125.公費3公費負担者番号、126.公費3受給者番号、127.公費3診療実日数、128.公費3請求総医療費、129.公費3決定総医療費、130.公費3限度額、131.公費3一部負担額、132.公費3薬剤一部負担額、133.国保食事実日数、134.国保食事基準額、135.国保食事標準負担額、136.公費1食事実日数、137.公費1食事基準額、138.公費1食事標準負担額、139.公費2食事実日数、140.公費2食事基準額、141.公費2食事標準負担額、142.公費3食事実日数、143.公費3食事基準額、144.公費3食事標準負担額、145.算定区分1、146.算定区分2、147.算定区分3、148.初診料の算定有無フラグ、149.乳幼児加算区分、150.入院計画加算フラグ、151.調剤技術フラグ、152.入院基本料初期加算、153.補綴時診断フラグ、154.特定疾患療養フラグ、155.老人慢性フラグ、156.歯周疾患継続フラグ、157.特定薬剤治療フラグ、158.悪性腫瘍治療フラグ、159.小児治療フラグ、160.てんかん指導フラグ、161.難病外来指導フラグ、162.皮膚科特定疾患フラグ、163.在宅指導フラグ、164.歯科補綴ChBフラグ、165.歯科補綴GoAフラグ、166.歯科補綴PTGフラグ、167.寝たきり老人訪問フラグ、168.退院時指導フラグ、169.薬剤管理指導フラグ、170.特定疾患査定フラグ、171.老人慢性査定フラグ、172.訪問小児科フラグ、173.訪問薬剤科フラグ、174.訪問栄養科フラグ、175.老人訪問口腔フラグ、176.訪問歯科衛生フラグ、177.訪問薬剤師科フラグ、178.訪問薬剤調剤フラグ、179.基本療養費訪問フラグ、180.管理療養費訪問フラグ、181.寝たきり老人在総診フラグ、182.疾病コード1、183.疾病コード2、184.転記有無フラグ、185.算定国保保険者負担額、186.算定国保患者負担額、187.算定国保高額償還額、188.算定国保高額現物給付額、189.算定公費1保険者負担額、190.算定公費1公費負担額、191.算定公費1患者負担額、192.算定公費1高額現物給付額、193.算定公費1指定公費負担額、194.算定公費2保険者負担額、195.算定公費2公費負担額、196.算定公費2患者負担額、197.算定公費2高額現物給付額、198.算定公費2指定公費負担額、199.算定公費3保険者負担額、200.算定公費3公費負担額、201.算定公費3患者負担額、202.算定公費3高額現物給付額、203.算定公費3指定公費負担額、204.算定国保食事保険者負担額、205.算定国保食事患者負担額、206.算定国保指定公費負担額、207.算定公費1食事保険者負担額、208.算定公費1食事公費負担額、209.算定公費1食事患者負担額、210.算定公費2食事保険者負担額、211.算定公費2食事公費負担額、212.算定公費2食事患者負担額、213.算定公費3食事保険者負担額、214.算定公費3食事公費負担額、215.算定公費3食事患者負担額、216.総医療費、217.保険者負担額、218.患者負担相当額、219.公費負担額、220.公費患者負担額、221.実患者負担額、222.高額現物給付額、223.指定公費負担額、224.高額計算対象フラグ、225.過誤調整フラグ、226.プライム表示、227.過誤保留フラグ、228.資格エラーフラグ、229.旧保険証番号、230.旧個人番号、231.再審査年月日、232.再審査理由コード、233.再審査フラグ、234.再審査回答日、235.再審査結果区分、236.再審査減点数、237.月中特例該当コード、238.明細書件数、239.高額明細件数、240.課税区分、241.世帯負担区分、242.年間該当回数、243.多数該当フラグ、244.薬剤一部負担額、245.合計一部負担額、246.高齢外来限度額、247.高齢外来高額、248.高齢外来貸付額、249.高齢外来償還額、250.高齢世帯合算対象額、251.高齢世帯限度額、252.高齢世帯高額、253.高齢世帯貸付額、254.高齢世帯償還額、255.世帯合算対象額、256.世帯限度額、257.世帯高額、258.世帯貸付額、259.世帯償還額、260.個人合算対象額、261.個人合算限度額、262.個人合算高額、263.個人合算貸付額、264.個人合算償還額、265.限度額、266.高額療養費、267.貸付額、268.支払確定額、269.事前受付管理番号、270.事前受付明細番号、271.貸付管理番号、272.貸付明細番号、273.支払管理番号、274.支払明細番号、275.高齢者負担区分、276.診療実日数、277.取込データ区分、278.訂正有無フラグ、279.最新フラグ、280.支払貸付区分、281.仮受フラグ、282.承認番号、283.受付年月日、284.レセプト取込対象フラグ、285.レセプト取込済フラグ、286.医療機関区分、287.傷病コード、288.発病負傷年月日、289.療養期間開始年月日、290.療養期間終了年月日、291.負担割合、292.高額現物、293.公費負担者番号、294.受給者番号、295.公費点数、296.公費総医療費、297.公費限度額、298.公費指定公費負担額、299.公費薬剤一部負担金、300.支払済額、301.負担金額、302.受付管理番号、303.個人窓口支払管理番号、304.個人口座支払管理番号、305.受領委任支払管理番号、306.出生児個人番号、307.出生児氏名、308.出生年月日、309.妊娠週数、310.双子区分、311.死産区分、312.受領委任フラグ、313.委任医療機関県コード、314.委任医療機関点数区分、315.委任医療機関番号、316.直接支払区分、317.請求書管理番号、318.出産数、319.産科医療補償制度対象分娩区分、320.エラーコード、321.エラー有無区分、322.取込年月、323.請求区分、324.保険者番号、325.分娩区分、326.分娩機関管理番号、327.加入制度区分、328.妊婦氏名、329.在胎週数、330.出産年月日、331.入院日数、332.入院料、333.室料差額、334.分娩助料、335.分娩料、336.新生児管理保育料、337.検査薬剤料、338.処置手当料、339.産科医療補償制度額、340.その他額、341.一部負担金、342.妊婦合計負担額、343.代理受取額、344.備考、345.取込分娩区分、346.取込退職区分、347.取込回数区分、348.決定年月日、349.死亡者個人番号、350.死亡者氏名漢字、351.死亡年月日、352.葬祭年月日、353.支払科目区分、354.支払方法区分、355.振込先区分、356.支払承認区分、357.支払有無フラグ、358.支払額、359.充当額、360.増減調整額、361.申請年月日、362.承認年月日、363.支払年月日、364.申請者個人番号、365.申請者氏名、366.申請者郵便番号、367.申請者住所、368.申請者地番、369.申請者方書、370.振込先個人番号、371.口座履歴番号、372.振込先医療機関県コード、373.振込先医療機関点数区分、374.振込先医療機関番号、375.種目コード、376.口座登録区分、377.掲載希望区分、378.口座優待



区分、379.備考\_160、380.ソト順、381.取込区分、382.点検年月、383.連合会独自区分、384.申請区分、385.過誤種類、386.訂正保険証番号、387.訂正個人番号、388.訂正氏名漢字、389.訂正生年月日、390.訂正性別、391.訂正本扶区分、392.訂正診療科目、393.訂正本人家族区分、394.訂正入外区分、395.訂正月中特例該当コード、396.訂正総医療費、397.訂正国保一部負担額、398.訂正診療年月、399.過誤修正区分、400.過誤事由コード、401.レセプト反映フラグ、402.備考1、403.備考2、404.摘要1、405.摘要2、406.過誤再審査区分、407.過誤再審査コード、408.過誤再審査事由、409.喪失異動年月日、410.喪失届出年月日、411.提出保険者番号、412.支給申請書整理番号、413.支給申請区分、414.申請対象年度、415.被保険者証番号、416.被保険者氏名カナ、417.支給申請形態区分、418.申請者電話番号、419.取下半年月日、420.自己負担額交付申請有無フラグ、421.被保険者証記号、422.被保険者氏名、423.性別コード、424.世帯所得区分、425.世帯所得区分2、426.被保険者資格喪失年月日、427.被保険者資格喪失事由、428.計算開始年月日、429.計算終了年月日、430.国保保険者番号給付用、431.国保被保険者証記号、432.国保被保険者証番号、433.国保世帯番号、434.国保資格区分、435.国保保険者氏名、436.国保被保険者開始年月日、437.国保被保険者終了年月日、438.後期保険者番号、439.後期被保険者番号、440.後期広域連合名称漢字、441.後期被保険者開始年月日、442.後期被保険者終了年月日、443.介護証記載保険者番号、444.介護被保険者番号、445.介護保険者氏名、446.介護被保険者開始年月日、447.介護被保険者終了年月日、448.口座管理番号、449.本店名漢字、450.支店名漢字、451.口座名義人カナ、452.振込先口座管理番号、453.加入歴01保険者名、454.加入歴01加入開始年月日、455.加入歴01加入終了年月日、456.自己負担額証明書整理番号01、457.加入歴02保険者名、458.加入歴02加入開始年月日、459.加入歴02加入終了年月日、460.自己負担額証明書整理番号02、461.加入歴03保険者名、462.加入歴03加入開始年月日、463.加入歴03加入終了年月日、464.自己負担額証明書整理番号03、465.加入歴04保険者名、466.加入歴04加入開始年月日、467.加入歴04加入終了年月日、468.自己負担額証明書整理番号04、469.加入歴05保険者名、470.加入歴05加入開始年月日、471.加入歴05加入終了年月日、472.自己負担額証明書整理番号05、473.加入歴06保険者名、474.加入歴06加入開始年月日、475.加入歴06加入終了年月日、476.自己負担額証明書整理番号06、477.加入歴07保険者名、478.加入歴07加入開始年月日、479.加入歴07加入終了年月日、480.自己負担額証明書整理番号07、481.加入歴08保険者名、482.加入歴08加入開始年月日、483.加入歴08加入終了年月日、484.自己負担額証明書整理番号08、485.加入歴09保険者名、486.加入歴09加入開始年月日、487.加入歴09加入終了年月日、488.自己負担額証明書整理番号09、489.加入歴10保険者名、490.加入歴10加入開始年月日、491.加入歴10加入終了年月日、492.自己負担額証明書整理番号10、493.保険者加入歴情報備考、494.送信日時、495.送信可能フラグ、496.保険制度コード、497.状態区分、498.自己負担額証明書整理番号、499.保険者名称、500.被保険者氏名漢字、501.突合用後期保険者番号、502.突合用後期被保険者番号、503.突合用国保保険者番号、504.突合用国保被保険者証番号、505.国保被保険者個人番号、506.異動区分、507.補正済自己負担額送付区分、508.証明対象年度、509.被保険者開始年月日、510.被保険者終了年月日、511.対象年度04月自己負担額1、512.対象年度04月自己負担額2、513.対象年度04月高額支給額1、514.対象年度04月高額支給額2、515.対象年度04月摘要、516.対象年度05月自己負担額1、517.対象年度05月自己負担額2、518.対象年度05月高額支給額1、519.対象年度05月高額支給額2、520.対象年度05月摘要、521.対象年度06月自己負担額1、522.対象年度06月自己負担額2、523.対象年度06月高額支給額1、524.対象年度06月高額支給額2、525.対象年度06月摘要、526.対象年度07月自己負担額1、527.対象年度07月自己負担額2、528.対象年度07月高額支給額1、529.対象年度07月高額支給額2、530.対象年度07月摘要、531.対象年度08月自己負担額1、532.対象年度08月自己負担額2、533.対象年度08月高額支給額770.課税区分12、771.負担区分01、772.負担区分02、773.負担区分03、774.負担区分04、775.負担区分05、776.負担区分06、777.負担区分07、778.負担区分08、779.負担区分09、780.負担区分10、781.負担区分11、782.負担区分12、783.処理年月日、784.判定連番、785.判定負担区分、786.前回負担区分、787.途中変更負担区分、788.途中変更適用年月日、789.判定事由コード、790.判定事由該当年月日、791.適用年月日、792.国保再判定区分、793.一定以上所得区分コード、794.低所得区分コード、795.申請区分コード、796.住民税非課税該当コード、797.世帯非課税区分コード、798.低所得用合計所得額、799.世帯内最高所得額、800.高齢者老人該当人数、801.高齢者老人判定所得額、802.資料区分、803.市町村均等割額、804.端数切捨済市町村所得割額、805.課税所得金額、806.課税非課税区分コード、807.所得テータ区分、808.所得テータ取込年月日、809.所得取込み区分、810.入力年月日、811.前回世帯負担区分、812.世帯未申告区分、813.高齢者老人判定収入額、814.老人区分、815.高齢者到達予定フラグ、816.被保険者数16歳未満、817.被保険者数19歳未満、818.住民税課税所得金額、819.旧ただし書き所得不明フラグ、820.旧ただし書き所得、821.高齢者旧ただし書き所得合計、822.旧ただし書き所得判定適用フラグ、823.発効期年月日、824.該当終了年月日、825.長期入院該当年月日、826.高齢者該当非該当フラグ、827.国保認定申請国保備考欄、828.特定疾病認定区分1、534.対象年度08月高額支給額2、535.対象年度08月摘要、536.対象年度09月自己負担額1、537.対象年度09月自己負担額2、538.対象年度09月高額支給額1、539.対象年度09月高額支給額2、540.対象年度09月摘要、541.対象年度10月自己負担額1、542.対象年度10月自己負担額2、543.対象年度10月高額支給額1、544.対象年度10月高額支給額2、545.対象年度10月摘要、546.対象年度11月自己負担額1、547.対象年度11月自己負担額2、548.対象年度11月高額支給額1、549.対象年度11月高額支給額2、550.対象年度11月摘要、551.対象年度12月自己負担額1、552.対象年度12月自己負担額2、553.対象年度12月高額支給額1、554.対象年度12月高額支給額2、555.対象年度12月摘要、556.翌年01月自己負担額1、557.翌年01月自己負担額2、558.翌年01月高額支給額1、559.翌年01月高額支給額2、560.翌年01月摘要、561.翌年02月自己負担額1、562.翌年02月自己負担額2、563.翌年02月高額支給額1、564.翌年02月高額支給額2、565.翌年02月摘要、566.翌年03月自己負担額1、567.翌年03月自己負担額2、568.翌年03月高額支給額1、569.翌年03月高額支給額2、570.翌年03月摘要、571.翌年04月自己負担額1、572.翌年04月自己負担額2、573.翌年04月高額支給額1、574.翌年04月高額支給額2、575.翌年04月摘要、576.翌年05月自己負担額1、577.翌年05月自己負担額2、578.翌年05月高額支給額1、579.翌年05月高額支給額2、580.翌年05月摘要、581.翌年06月自己負担額1、582.翌年06月自己負担額2、583.翌年06月高額支給額1、584.翌年06月高額支給額2、585.翌年06月摘要、586.翌年07月自己負担額1、587.翌年07月自己負担額2、588.翌年07月高額支給額1、589.翌年07月高額支給額2、590.翌年07月摘要、591.宛先氏名漢字、592.宛先郵便番号、593.宛先住所、594.証明書発行年月日、595.証明書発行者名、596.証明書発行者郵便番号、597.証明書発行者漢字住所、598.問合せ先郵便番号、599.問合せ先住所、

600.問合せ先名称1、601.問合せ先名称2、602.問合せ先電話番号、603.計算結果送付先郵便番号、604.計算結果送付先漢字住所、605.計算結果送付先名称1、606.計算結果送付先名称2、607.計算結果送付先電話番号、608.窓口払対象者判定コード、609.支払場所名漢字、610.支払開始年月日、611.支払終了年月日、612.支払開始曜日、613.支払終了曜日、614.支払開始時間、615.支払終了時間、616.備考欄、617.受信年月日、618.送信年月日、619.処理年月、620.被害者個人番号、621.処理状況コード、622.委託区分、623.仮受付年月日、624.委託年月日、625.除外年月日、626.完了年月日、627.事故発生日時、628.事故発生場所、629.事故原因、630.診療期間開始年月日、631.診療期間終了年月日、632.症状固定日、633.加害者個人番号、634.加害者氏名カナ、635.加害者氏名漢字、636.加害者郵便番号、637.加害者住所、638.加害者生年月日、639.加害者電話番号、640.加害者職業、641.保有者個人番号、642.保有者氏名漢字、643.保有者郵便番号、644.保有者住所、645.保有者生年月日、646.保有者電話番号、647.加害者との関係、648.転医先医療機関県コード、649.転医先医療機関点数区分、650.転医先医療機関番号、651.自賠責保険有無フラグ、652.自賠責保険会社名、653.自賠責保険会社支店名、654.自賠責保険会社課名、655.自賠責保険会社担当者名、656.自賠責保険会社電話番号、657.自賠責保険証明書番号、658.任意保険有無フラグ、659.任意保険会社名、660.任意保険会社支店名、661.任意保険会社課名、662.任意保険会社担当者名、663.任意保険会社電話番号、664.任意保険証明書番号、665.連合会整理番号、666.連合会担当者名、667.求償率、668.療養分損害賠償額、669.食事分損害賠償額、670.高額分損害賠償額、671.福祉分損害賠償額、672.療養分請求額、673.食事分請求額、674.高額分請求額、675.福祉分請求額、676.請求先区分、677.義務者氏名漢字、678.義務者郵便番号、679.義務者結合住所、680.義務者電話番号、681.明細番号、682.給付種別コード、683.レセプト全国共通キー、684.事故外金額、685.事故金額、686.保険給付額、687.食事療養費、688.送付年月日、689.管理番号、690.年度、691.通知書番号、692.不当科目コード、693.若人前期区分、694.費用額、695.食事基準額、696.食事保険者負担額、697.食事患者負担額、698.公費食事患者負担額、699.公費食事負担額、700.公費食事保険者負担額、701.請求額、702.納付済額、703.不当理由コード、704.国保異動事由、705.国保異動年月日、706.国保届出年月日、707.戻入区分、708.納期限、709.領収日、710.収納日、711.納付書発行日、712.通知書発行年月日、713.督促発行年月日、714.催告発行日、715.CPU連番、716.国保履歴番号、717.国保有効フラグ、718.保険証番号内連番、719.取得事由国保異動事由、720.取得国保異動区分、721.取得異動年月日、722.取得届出年月日、723.取得時効年月日、724.喪失事由国保異動事由、725.喪失国保異動区分、726.喪失時効年月日、727.続柄コード、728.記載順位、729.次CPU連番、730.前CPU連番、731.国保世帯最新フラグ、732.国保個人最新フラグ、733.抹消フラグ、734.保険証番号結合処理年月日、735.保険証番号結合コンピュータ名、736.保険証番号結合ユーザ名、737.個人番号結合処理年月日、738.個人番号結合コンピュータ名、739.個人番号結合ユーザ名、740.取得旧被扶養者区分、741.喪失旧被扶養者区分、742.給付開始年月日、743.退職該当退職異動事由区分、744.退職該当異動年月日、745.退職該当届出年月日、746.退職該当時効年月日、747.退職非該当退職異動事由区分、748.退職非該当異動年月日、749.退職非該当届出年月日、750.退職非該当時効年月日、751.国保年金名称コード、752.国保年金種別コード、753.年金取得年月日、754.国保扶養事由区分、755.扶養開始年月日、756.本人の個人番号、757.本人との続柄コード、758.対象年度、759.課税区分01、760.課税区分02、761.課税区分03、762.課税区分04、763.課税区分05、764.課税区分06、765.課税区分07、766.課税区分08、767.課税区分09、768.課税区分10、769.課税区分11、770.DV個人番号、771.DVフラグ、

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民健康保険被保険者ファイル、国保給付ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民記録システム及び税務システムからの情報入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・住民からの情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> </ul> <p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・住民、他の機関および庁内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・いずれの場合も複数職員によるチェック、入力結果確認用リストを用いた事後チェック、バーコードリーダーを用いた機械入力といった対応をとることで誤入力を防止する。</li> <li>・必要な情報以外の登録ができないよう、データベース項目の設計および入力項目の制御を行っている。また、入力内容については、複数人による二重チェックを実施する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>宛名情報にアクセスすることによって個人番号を参照しているが、システムから宛名情報にアクセスする際も、医療保険関係情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制御を行っている。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号利用事務に係るシステム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を行っている。</li> <li>・連携サーバを介した連携になるため、連携サーバ側のアクセス制御等により業務に不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。</li> <li>・国民健康保険システムの端末を使用して情報照会を行う場合、アクセス権限の設定により、許可された者以外は、個人番号がマスクされた状態となるような仕組みとする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワード及び乱数表による認証を行っている。</p> <p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを使用する職員を特定してユーザーIDとパスワードによる認証、IDに応じたアクセス制御機能により不正な使用を防止している。</li> <li>・職員ごとにユーザーIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。</li> </ul>

<p>その他の措置の内容</p>	<p>アクセス権限の発効・失効の管理          &lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;          ・アクセス権限の発効および失効は、管理者権限IDにより行うため、その他の者が自由に発効および失効を行うことができない。(管理者権限IDは、情報システム担当職員または業務システム管理部門のシステム担当職員しか扱えない。また、当該担当職員は所属長が任ずる者に限定される。以下、これらの者をシステム管理者と表記する)          ・年度当初に人事情報を基にアクセス権限の一括更新を行い、人事異動や退職等による権限の発効および失効を実施している。          ・年度途中でアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者が速やかに権限の発効および失効を行う。</p> <p>アクセス権限の管理          &lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;          職員異動に伴う権限の付け替えは年度当初に一括で行い、年度途中の異動については随時行っている。これらの作業はシステム管理者により、管理者権限IDを用いて行われる。</p> <p>特定個人情報の記録          &lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;          ・ユーザー名、端末名、操作日時、操作画面、アクセス区分(照会、異動)、アクセス対象者を記録している。          ・アクセス記録は、ハードディスクまたはデータセンタ内のバックアップストレージに保管する。          ・アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。          また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス等)については、定期的に確認する。</p> <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク          &lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;          ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみに限定している。          ・特定個人情報を記録した外部記録媒体は、施錠保管して持ち出しのルールを定め遵守している。          (鍵の管理は所属長が任じた特定の担当者が行う)          ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結して従業者への周知・徹底を義務付けている。          ・バックアップファイルの取得は、入退室管理を行っているデータセンタでの作業に限定されている。          ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外に不要なファイルを複製しないよう、従業者に対し周知する。          ・上記の周知方法は「従業者」が職員の場合は個人番号を扱い始めるタイミングまたは新規従業者の職</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] <small>&lt;選択肢&gt;</small>          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	





<p>その他の措置の内容</p>	<p>＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び機関別付与取得等業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> </li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul> <p>＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>＜取りまとめ機関における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供業務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・国保システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。</p> <p>・ネットワークを利用しない、記録媒体を利用した情報の提供・移転の場合には、受渡簿を作成し、確認ができるようにしている。</p> <p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;</p> <p>・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定してシステムログ（連携日時等）としてストレージ等に5年間記録している。</p>		
その他の措置の内容	ハードディスク、USBメモリ・CDへの書き込みをシステム側で禁止している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。                  ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。                  (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。                  (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;                  ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。                  ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。                  ・番号法および条例の規定の範囲内において情報照会を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;いわき市における措置&gt;                  団体内統合利用番号連携サーバーは権限のない者のアクセスを認めない仕組みとする。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。                  ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。                  ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。                  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。                  (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

### <市区町村事務処理標準システムにおける措置>

- ・団体内統合宛名システムと情報照会元業務システムの間で同期を取る仕組みとなっており、システム上での順序性・正当性・正確性等を担保している。
- ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不正なアクセスによる情報漏えいを防止している。
- ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な権限の制限等により、不正な使用を防止している。
- ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。
- ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。
- ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録(提供・移転先、日時等)をシステム上で管理しており、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。
- ・情報登録の際には、誤った情報の登録を行わないように、複数人による二重チェックを実施する。
- ・システムの機能により、項目ごとの入力制限(ありえない入力パターン of 制限等)や登録前の論理チェックを実施する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	死者の個人番号についても生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>物理的対策            &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。            ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>技術的対策            &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。            ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。            ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。            ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。            ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。            ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。            ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。            ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;いわき市における措置&gt;            ・職員等関係者へ市情報セキュリティポリシー等の研修を行っている。            ・委託業者へ契約内容に個人情報保護に関する定期的な研修実施を明記している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。            ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	

## 10. その他のリスク対策

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

### <ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	情報公開センター【総務部総務課】 970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
②請求方法	市役所本庁1階にある情報公開センター、各支所等にある情報公開コーナーへ書面で請求するか、情報公開センターへ郵送で請求する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	いわき市市民協働部国保年金課 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 0246-22-7456
②対応方法	問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年5月24日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転件数	6	3	事前	
平成27年12月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先	保健福祉部 長寿介護課 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	削除	事前	
平成27年12月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先	保健福祉部 保健所 地域保健課 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務	削除	事前	
平成27年12月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先	保健福祉部 障がい福祉課 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	削除	事前	
平成28年4月1日	I 6②所属長	国保年金課長 吉村 公孝	国保年金課長 本間 雅雄	事後	
平成29年4月1日	I 5②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2、59の3条)	事後	
平成29年4月1日	I 2システム4	追加	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(別添4込み)	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 3③使用目的	追加	<国保連合会から入手する情報>	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 4委託事項2	追加	資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務委託再委託	事後	
平成29年4月1日	Ⅲ 2リスクに対する措置	追加	<国保連合会からの入手>	事後	
平成29年4月1日	Ⅲ 3リスクに対する措置	追加	<国保総合PCにおける措置>	事後	
平成29年4月1日	Ⅲ 4再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事後	
平成29年4月1日	Ⅲ 4具体的な方法	追加	福島県国民健康保険団体連合会が再委託を行う場合の具体的な方法	事後	
平成29年4月1日	Ⅲ 4その他の措置の内容	追加	【福島県国民健康保険団体連合会との委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定】	事後	
平成29年4月1日	I 6②所属長	国保年金課長 本間 雅雄	国保年金課長 本田 功	事後	
平成30年4月1日	I 6②所属長	国保年金課長 本田 功	国保年金課長 山野邊 英世	事後	
平成31年2月12日	I 6②所属長の役職名	国保年金課長 山野邊 英世	国保年金課長	事後	

平成31年2月12日	Ⅲ7② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
平成31年2月12日	I 5②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、93、97、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3条) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第42、43の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、11、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3条) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第42、43の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)	事後	
平成31年2月12日	II 5提供・移転の有無	移転件数:9件	移転件数:10件	事後	
平成31年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先	追加	保健福祉部保健福祉課 外国人に対する生活保護の措置に関する事務	事後	
平成31年2月12日	V 1①実施日	42216	43190	事後	
平成31年4月1日	I 5移転先2	保健福祉部 長寿介護課	保健福祉部 介護保険課	事後	
平成31年4月1日	I 5移転先8	保健福祉部 長寿介護課	保健福祉部 介護保険課	事後	
令和2年8月26日	(別添1)ファイル記録項目	【国保被保情報】 個人番号(マイナンバー)、資格区分、得喪日、得喪事由、異動日、届出日、個人番号(内部番号)、退職本人個人番号(内部番号)、退職続柄、年金制度区分、年金種別	【国保被保情報】 個人番号(マイナンバー)、資格区分、得喪日、得喪事由、異動日、届出日、個人番号(内部番号)、退職本人個人番号(内部番号)、退職続柄、年金制度区分、年金種別、国保番号枝番	事後	
令和3年1月15日	I 1②事務の内容	【概要】 国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険の資格・給付に関する事務を行う。 【内容】 1 国民健康保険の被保険者資格の管理 2 被保険者証等の交付、回収、検認、更新、再交付又は返還に関する事務 3 保険給付の支給に関する事務 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 5 番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	(従前の記載に次の内容を追加)  6 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)  ※「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	
令和3年1月15日	I 2システム4 ②システムの機能	2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添4を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転入地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転入地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。  *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	2(2)と注釈「*ファイル転送機能とは、～」との間に次の内容を追加する。  3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添4を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事後	



令和3年1月15日	I 2システム4 ③他のシステムとの接続	設定なし	[○]その他(医療保険者等向け中間サーバー等)	事後	
令和3年1月15日	I 2システム5 医療保険者等向け中間サーバー等	追加	I 2システム5 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和3年1月15日	I 4 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	(従前の記載に次の内容を追加)  (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年1月15日	I 5②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、93、97、106、109、120の項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2、59の3条)  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第42、43の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)	(従前の記載に次の内容を追加)  【オンライン資格確認の準備業務の根拠】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年1月15日	(別添4) 事務の内容	追加	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	事後	
令和3年1月15日	II 4委託事項2 ①委託内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。  ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	(従前の記載に次の内容を追加)  ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事後	
令和3年1月15日	II 4委託事項3及び委託事項4	追加	II 4委託事項3及び委託事項4	事後	
令和3年1月15日	II 5 提供・移転の有無	提供を行っている(25)件 移転を行っている(10)件	提供を行っている(27)件 移転を行っている(10)件	事後	
令和3年1月15日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(略)	(従前の記載に次の内容を追加)  ・○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。  ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	事後	

令和3年1月15日	Ⅲ4 その他の措置の内容	<p>【福島県国民健康保険団体連合会との委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求めめる規定</li> <li>・再委託を許可する場合には、漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul>	<p>(従前の記載に次の内容を追加)</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> </ul> </li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>	事後	
令和3年1月15日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	事後	
令和5年2月21日	I 1②事務の内容	追加	<p>(従前の記載に次の内容を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公金受取口座情報利用の際は次の手順により行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①公金受取口座登録:住民が、国(デジタル庁)に口座情報を事前登録。</li> <li>②給付申請(+利用意思表示):住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示。</li> <li>③行政機関等における口座情報取得: 情報提供NWSによる情報連携により、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得</li> <li>④支給手続:行政機関等は、(取得した情報を元に)公金受取口座に振込を実施。</li> </ol> </li> </ul>	事後	
令和5年2月21日	I 2 システム2②システムの機能	追加	<p>(従前の記載に次の内容を追加)</p> <p>①口座登録・連携ファイル関係情報取得機能 情報提供ネットワークシステムを介して、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得する。</p>	事後	
令和5年2月21日	I 5②法律上の根拠		<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、93、97、106、109、120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2、59の3条)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第42、43の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

令和5年2月21日	II 2④記録される項目 主な項目	追加	その他 口座登録・連携ファイル関係情報	事後	
令和5年2月21日	II 3①入手元	追加	行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 )	事後	
令和5年2月21日	II 5提供・移転の有無	【○】提供を行っている。( 27件)	【○】提供を行っている。( 26件)	事後	
令和5年2月21日	V 1①実施日	令和3年9月1日	令和5年2月21日	事後	
令和5年2月21日	(別添1)ファイル記録項目	追加	【口座登録・連携ファイル関係情報】 金融機関コード、金融機関名(カナ)、店番、支店名(カナ)、預貯金種目コード、口座番号、名義人氏名(カナ)、記号(ゆうちょ銀行の場合)、番号(ゆうちょ銀行の場合)	事後	
令和5年2月21日	(別添3)提供一覧	別表2 項番81	削除	事後	
令和5年2月21日	(別添4)事務の内容	追加	口座登録・連携ファイル関係情報	事後	
令和6年2月5日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託の有無※」	1件	5件	事後	
令和6年2月5日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	
令和6年2月5日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」①委託内容」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	
令和6年2月5日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」②委託先における取扱者数」	記載なし	10人以上50人未満	事前	
令和6年2月5日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」③委託先名」	記載なし	福島県国保連合会 (福島県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	
令和6年2月5日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」④再委託「④再委託の有無※」	記載なし	再委託する	事前	
令和6年2月5日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」⑤再委託の許諾方法」	記載なし	委託先の福島県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福島県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)  国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。	事前	
令和6年2月5日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」⑤再委託の許諾方法」	記載なし	国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。		

令和6年2月5日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項5」「⑥再委託事項」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	
令和6年2月5日	「Ⅲリスク対策」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「その他の措置の内容」	クラウドに関する記載なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(SMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>	事前	
令和6年2月5日	「Ⅲリスク対策」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「その他の措置の内容」	クラウド移行作業に関する記載なし	<p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>	事前	
令和6年2月5日	「Ⅴ評価実施手続」「1.基礎項目評価」「①実施日」	令和5年2月21日	令和6年2月5日	事前	
令和6年5月24日	「Ⅰ基本情報」「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「①システムの名称」	ホストシステム	資格管理システム	事前	

令和6年5月24日	「I 基本情報」「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「②システムの機能」	①被保険者の資格管理(取得・喪失等) ②被保険者証等の発行・管理 ③レセプト情報の取り込み・管理 ④各保険給付の管理	1. 照会 :世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。 2. 異動処理 :加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。 3. 証発行管理 :保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。 4. 前期高齢者判定 :随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。 5. 申請受付 :限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。 6. 滞納管理 :短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。	事前	
令和6年5月24日	「I 基本情報」「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「②システムの機能」		7. 保険証の一括更新 :滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書を自動で分類し出力する。 8. 各種一覧表の出力 :年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。 9. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。 10. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う	事前	
令和6年5月24日	「I 基本情報」「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「③他システムとの接続」	[○]庁内連携システム [ ]その他()	[ ]庁内連携システム [○]その他(給付システム、保険料(税)収納システム)	事前	
令和6年5月24日	「I 基本情報」「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6」「システムの名称」		給付システム	事前	
令和6年5月24日	「I 基本情報」「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6」「システムの機能」		1. レセプト管理 :レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。 2. 申請受付 :高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。 3. 照会 :高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。 4. 支払 :口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。 5. 過誤・求償 :過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。 6. 高額介護合算 :申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。	事前	
令和6年5月24日	「I 基本情報」「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6」「システムの機能」		7. 国民健康保険連合会データの取り込み :国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。 8. 高額療養費の一括計算 :高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。 9. 各種帳票の発行 :医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。 10. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。 11. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 12. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事前	

令和6年5月24日	「Ⅰ基本情報」「Ⅱ特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6」「他のシステムとの接続」		<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存住民基本台帳システム</li> <li>○宛名システム等</li> <li>○税務システム</li> <li>○その他(資格管理システム)</li> </ul>	事前	
令和6年5月24日	「Ⅰ基本情報」「Ⅲ特定個人情報ファイル名」	国民健康保険被保険者ファイル	国民健康保険被保険者ファイル、国保給付ファイル	事後	
令和6年5月24日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」「④記録される項目」	[ ] 連絡先(電話番号)	○ 連絡先(電話番号)	事後	
令和6年5月24日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」「Ⅵ特定個人情報の保	<いわき市における措置> 入室管理を行っている部屋に設置したサー	<いわき市における措置> 入室管理を行っている部屋に設置したサー	事前	
令和6年5月24日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」国保給付ファイル		新規作成	事後	
令和6年5月24日	(別添1)ファイル記録項目		記録項目追加 (別添1)ファイル記録項目のとおり	事後	
令和6年5月24日	「Ⅲリスク対策」「1特定個人情報ファイル名」	国民健康保険被保険者ファイル	国民健康保険被保険者ファイル、国保給付ファイル	事後	
令和6年5月24日	「Ⅲリスク対策」「2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」	<p>・住民記録システム及び税務システムからの情報入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>・住民からの情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt; ・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>・住民、他の機関および庁内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>・いずれの場合も複数職員によるチェック、入力結果確認用リストを用いた事後チェック、バーコードリーダーを用いた機械入力といった対応をとることで誤入力を防止する。</p> <p>・必要な情報以外の登録ができないよう、データベース項目の設計および入力項目の制御を行っている。また、入力内容については、複数人による二重チェックを実施する。</p>	事前		
令和6年5月24日	「Ⅲリスク対策」「3特定個人情報の使用」「リスクに対する措置の内容」	<p>宛名情報にアクセスすることによって個人番号を参照しているが、システムから宛名情報にアクセスする際も、医療保険関係情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制御を行っている。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p>	<p>・住民記録システム及び税務システムからの情報入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>・住民からの情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt; ・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>・住民、他の機関および庁内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>・いずれの場合も複数職員によるチェック、入力結果確認用リストを用いた事後チェック、バーコードリーダーを用いた機械入力といった対応をとることで誤入力を防止する。</p> <p>・必要な情報以外の登録ができないよう、データベース項目の設計および入力項目の制御を行っている。また、入力内容については、複数人による二重チェックを実施する。</p> <p>宛名情報にアクセスすることによって個人番号を参照しているが、システムから宛名情報にアクセスする際も、医療保険関係情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制御を行っている。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt; ・個人番号利用事務に係るシステム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を行っている。</p> <p>・連携サーバを介した連携になるため、連携サーバ側のアクセス制御等により業務に不要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。</p> <p>・国民健康保険システムの端末を使用して情報照会を行う場合、アクセス権限の設定により、許可された者以外は、個人番号がマスクされたシステムを使用する必要のある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワード及び乱数表による認証を行っている。</p>	事前	
令和6年5月24日	「Ⅲリスク対策」「3特定個人情報の使用」「ユーザー認証の管理」「具体的な管理方法」	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワード及び乱数表による認証を行っている。	<p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt; ・システムを使用する職員を特定してユーザーIDとパスワードによる認証、IDに応じたアクセス制御機能により不正な使用を防止している。</p> <p>・職員ごとにユーザーIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。</p>	事前	

<p>令和6年5月24日</p>	<p>「Ⅲリスク対策」3特定個人情報の使用」「ユーザー認証の管理」「その他の措置の内容」</p>		<p>アクセス権限の発効・失効の管理          &lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;          ・アクセス権限の発効および失効は、管理者権限IDにより行うため、その他の者が自由に発効および失効を行うことができない。(管理者権限IDは、情報システム担当職員または業務システム管理部門のシステム担当職員しか扱えない。また、当該担当職員は所属長が任ずる者に限定される。以下、これらの者をシステム管理者と表記する)          ・年度当初に人事情報を基にアクセス権限の一括更新を行い、人事異動や退職等による権限の発効および失効を実施している。          ・年度途中でアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者が速やかに権限の発効および失効を行う。</p> <p>アクセス権限の管理          &lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;          職員異動に伴う権限の付け替えは年度当初に一括で行い、年度途中の異動については随時行っている。これらの作業はシステム管理者により、管理者権限IDを用いて行われる。</p> <p>特定個人情報の記録          &lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;          ・ユーザー名、端末名、操作日時、操作画面、アクセス区分(照会、異動)、アクセス対象者を記録している。          ・アクセス記録は、ハードディスクまたはデータセンタ内のバックアップストレージに保管する。          ・アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年5月24日</p>	<p>「Ⅲリスク対策」3特定個人情報の使用」「ユーザー認証の管理」「その他の措置の内容」</p>		<p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;          ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザーのみに限定している。          ・特定個人情報を記録した外部記録媒体は、施錠保管して持ち出しのルールを定め遵守している。          (鍵の管理は所属長が任じた特定の担当者が行う)          ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結して従業者への周知・徹底を義務付けている。          ・バックアップファイルの取得は、入退室管理を行っているデータセンタでの作業に限定されている。          ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外に不要なファイルを複製しないよう、従業者に対し周知する。          ・上記の周知方法は「従業者」が職員の場合は個人番号を扱い始めるタイミングまたは新規従業者の職員に対しては初期教育時に、国保年金課長より説明する。また「従業者」が委託先従業者の場合、個人情報の取扱委託に関する覚書の締結と併せて、個人情報の取扱いに関する周知を行う。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年5月24日</p>	<p>「Ⅲリスク対策」5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを除いた提供を除く。」「特定個人情報の提供・移転の記録」「具体的な方法」</p>	<p>・国保システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。          ・ネットワークを利用しない、記録媒体を利用した情報の提供・移転の場合には、受渡簿を作成し、確認ができるようにしている。</p>	<p>ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。          ・ネットワークを利用しない、記録媒体を利用した情報の提供・移転の場合には、受渡簿を作成し、確認ができるようにしている。</p> <p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;          ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定してシステムログ(連携日時等)としてストレージ等に5年</p>		







別添 3 特定個人情報の提供先一覧

別表 2 項番	情報照会者	事務	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
12	市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
17	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
22	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

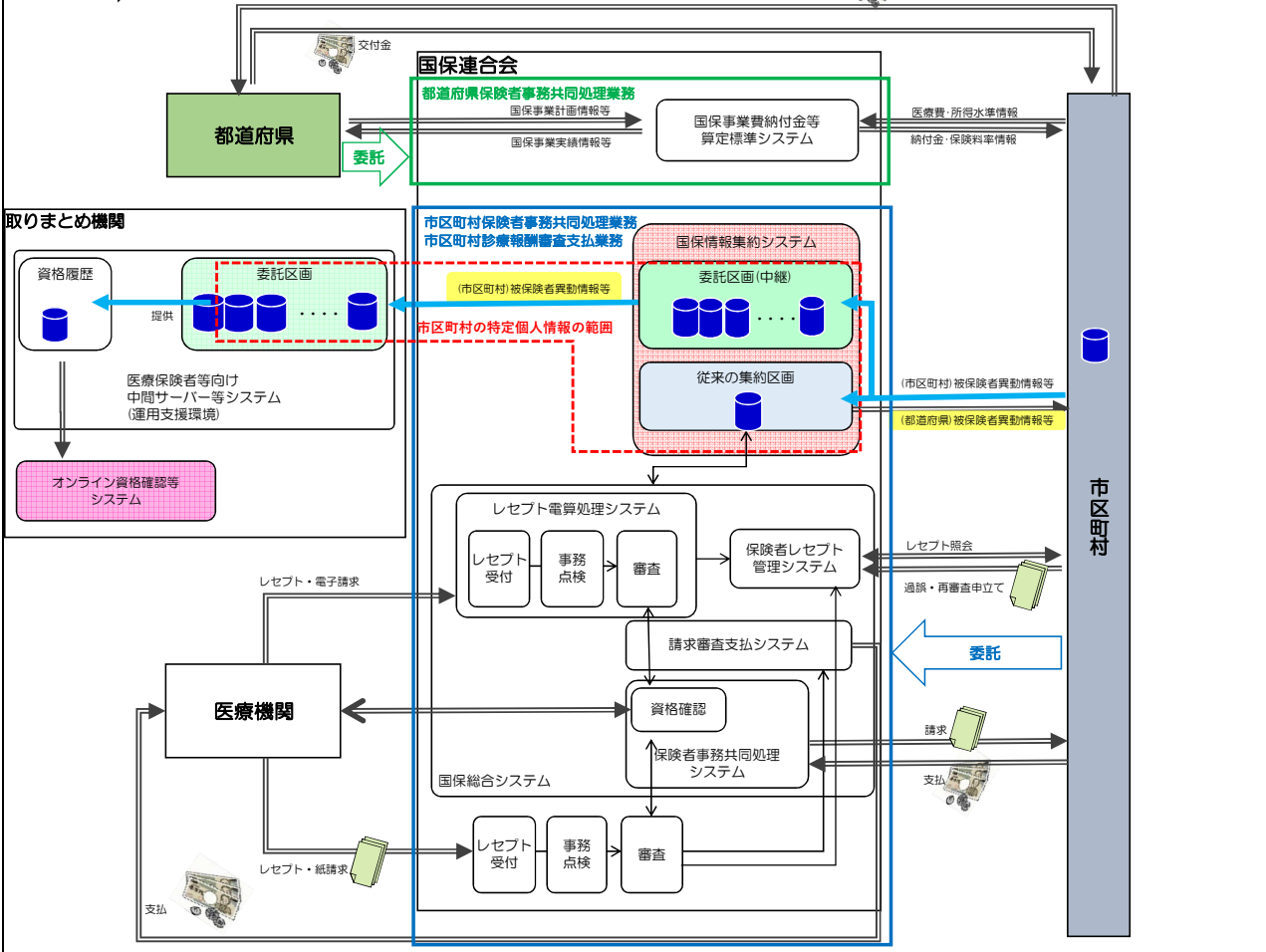
別表2 項番	情報照会者	事務	特定個人情報
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
33	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
78	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給又は地域	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

別表2 項番	情報照会者	事務	特定個人情報
93	市町村長	支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
109	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

(別添4) 事務の内容 ※

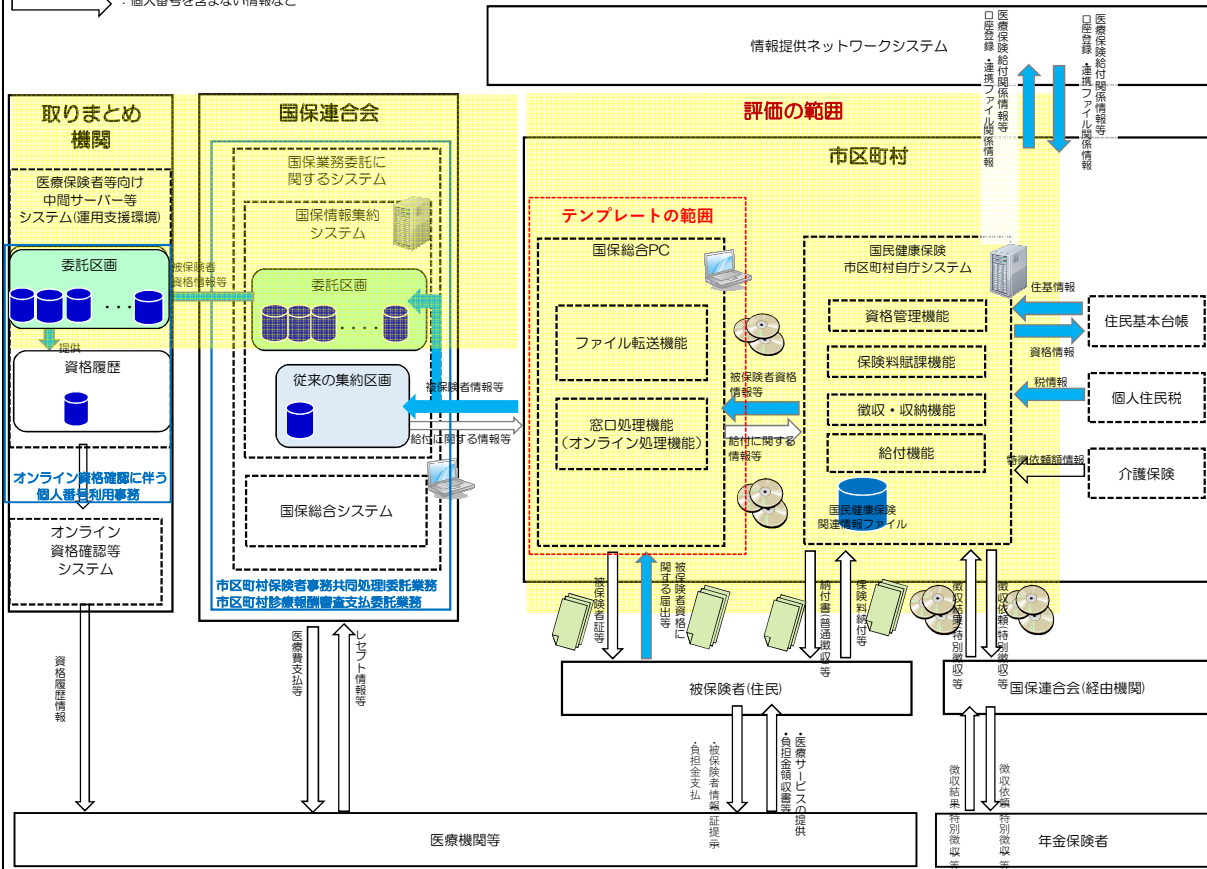
国民健康保険の業務委託とシステムの関係

- (青い矢印) : 個人番号を含む情報
- (白い矢印) : 個人番号を含まない情報など



国保総合PCと市区町村システムとの関係

→ : 個人番号を含む情報  
→ : 個人番号を含まない情報など



(備考)

1. 市区町村保険者事務共同処理業務

- 1-1.国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
  - ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
- 1-2.上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。
- 1-3.オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、
  - 国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

2. 都道府県保険者事務共同処理業務

- ・都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険料収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

3. 市区町村診療報酬審査支払業務

- ・保険医療機関等から提出される診療報酬等の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。

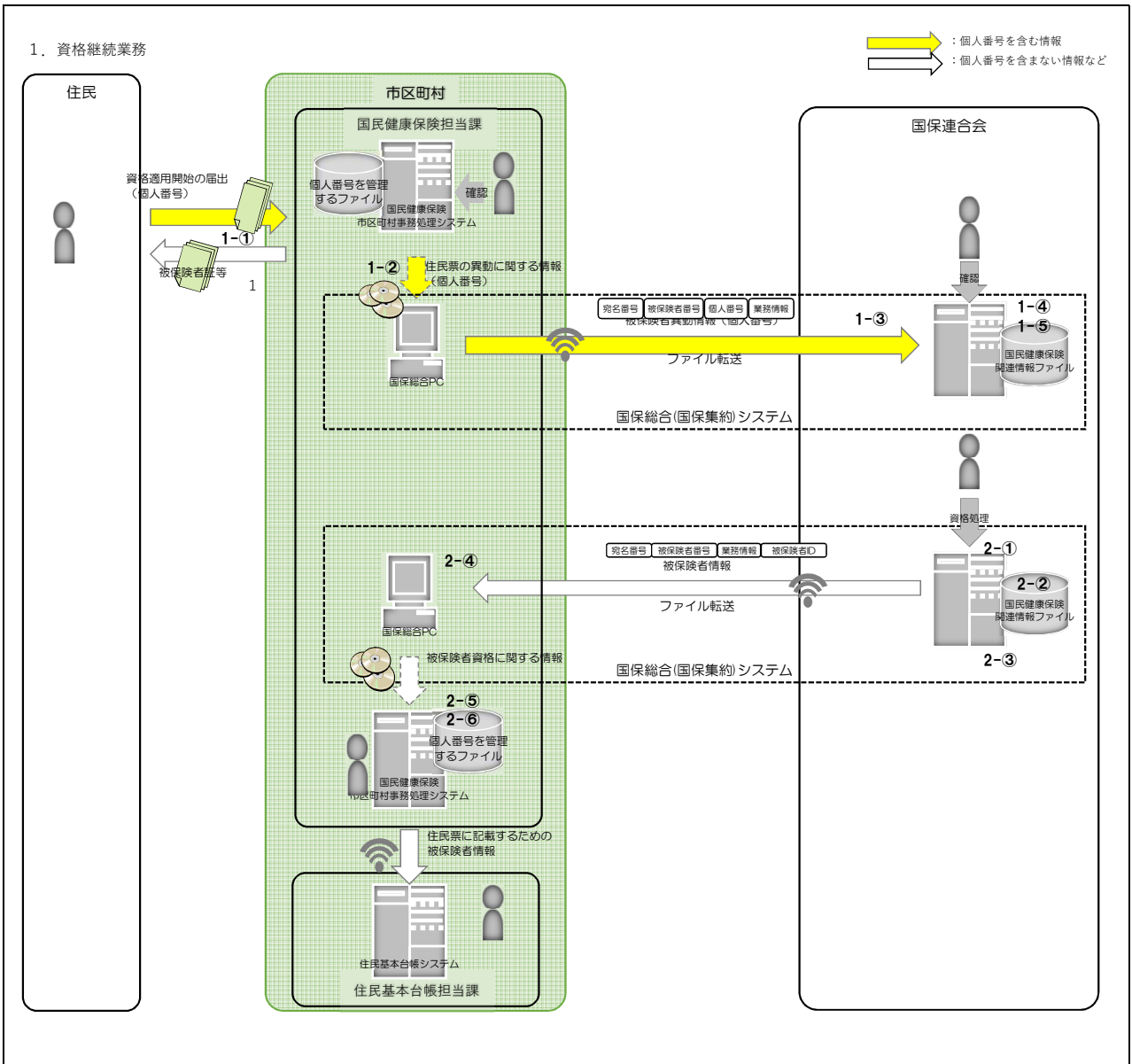
4. オンライン資格確認の準備業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
- オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
- オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。



1. 資格継続業務

→ : 個人番号を含む情報  
⇐ : 個人番号を含まない情報など



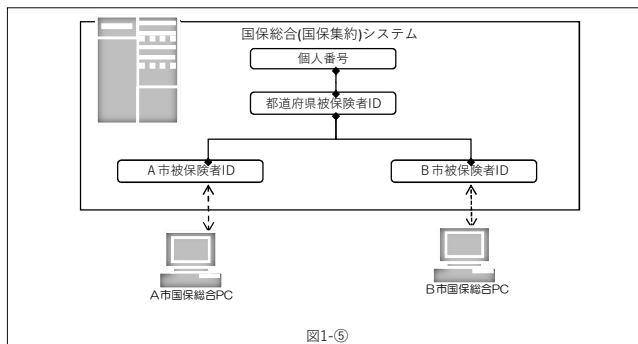
(備考)

## 1. 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

### (1)被保険者異動情報等の送信

- 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村事務処理システムに当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-②国民健康保険市区町村事務処理システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 1-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。  
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

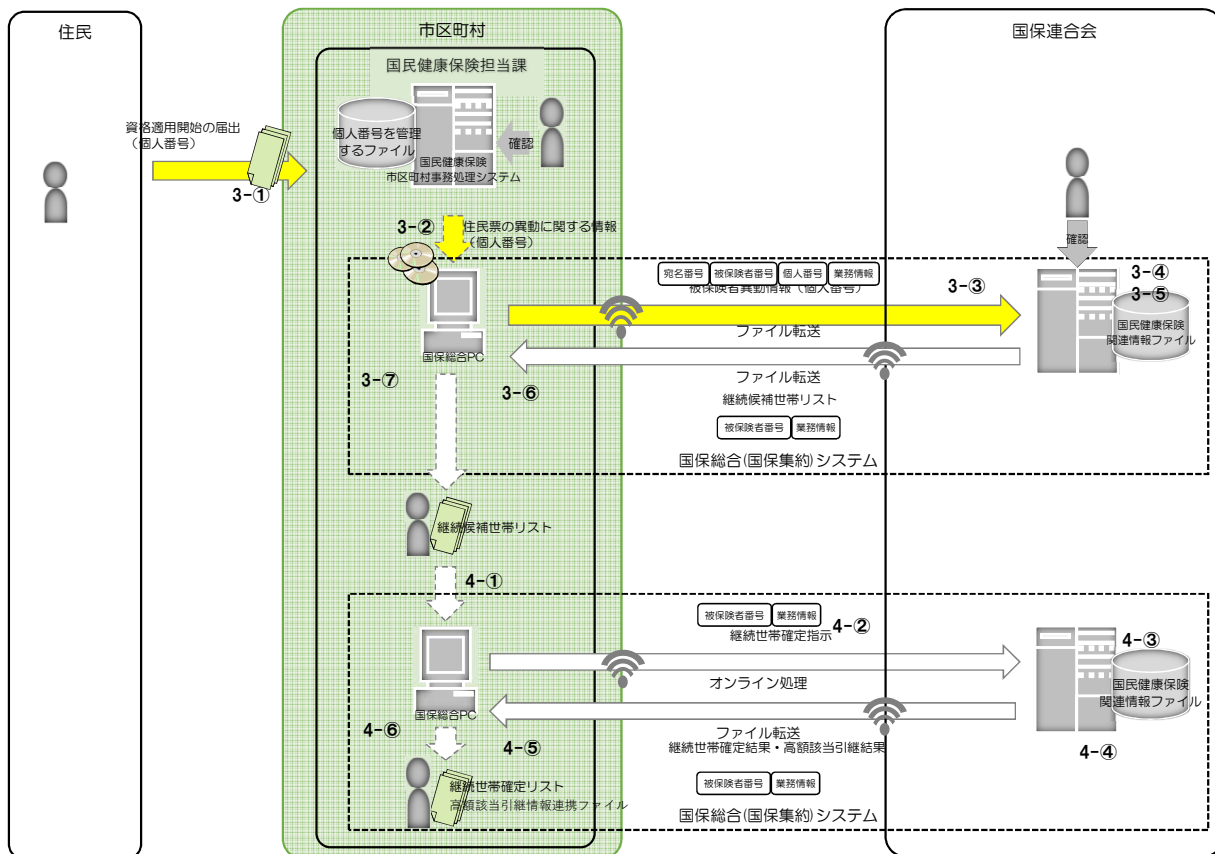


### (2)被保険者情報の受信

- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。  
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐づけされている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険市区町村事務処理システムに移入する。
- 2-⑥国民健康保険市区町村事務処理システムでは、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。  
市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

## 2. 高額該当の引き継ぎ業務

→ : 個人番号を含む情報  
 → : 個人番号を含まない情報など



(備考)

## 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げる)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

### (3)継続候補世帯の抽出

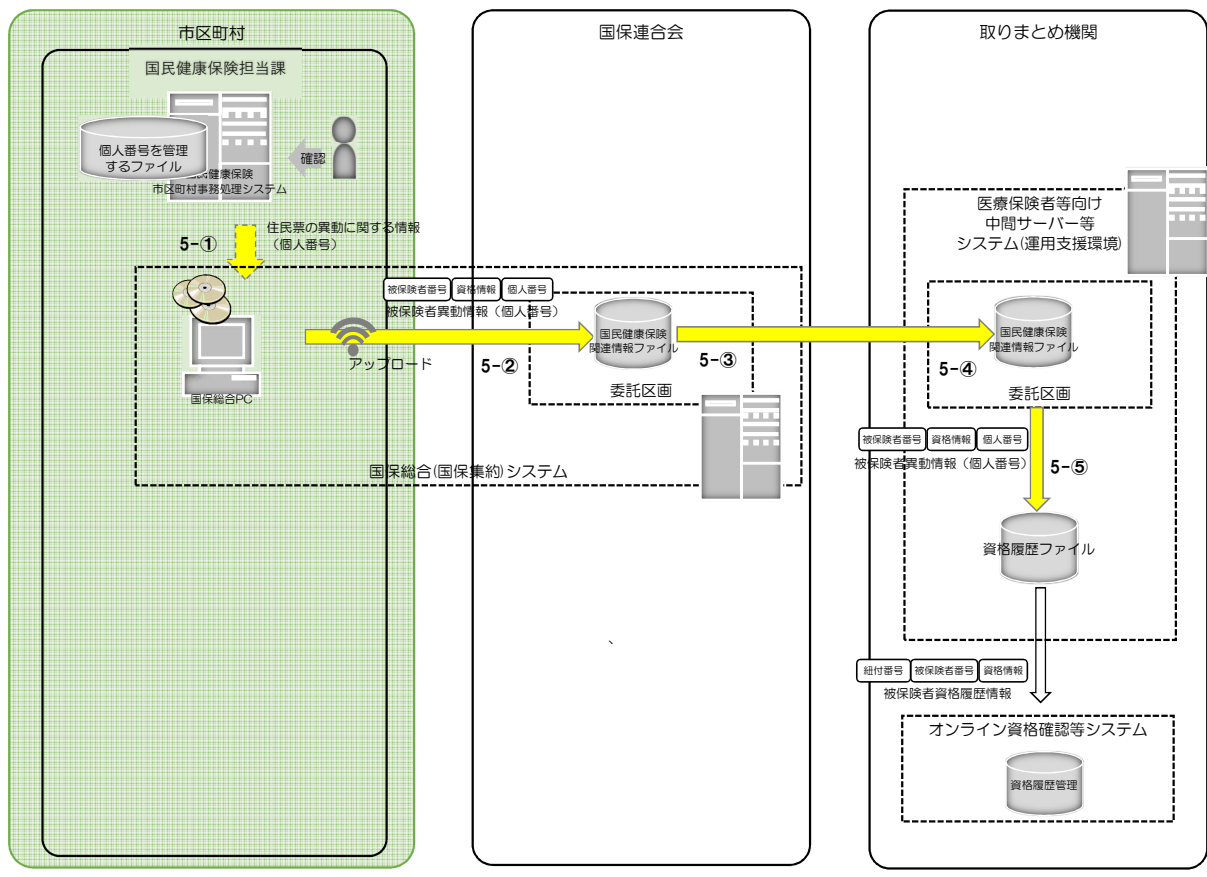
- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村事務処理システムに当該情報を登録する。
- 3-②国民健康保険市区町村事務処理システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 3-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

### (4)継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。  
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。  
また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

黄色い矢印 : 個人番号を含む情報  
 白い矢印 : 個人番号を含まない情報など



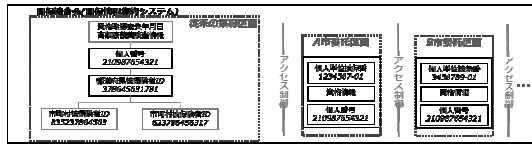
(備考)

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
 電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 5-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。  
 国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。  
 医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。